

平成 2 7 年第 4 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 2 7 年 1 2 月 8 日 (火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 5 5 号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 議案第 6 0 号 訓子府町新規就農者等支援条例の制定について
- 第 5 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 第 6 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 5 8 号 訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 9 号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 1 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 認定第 1 号 平成 2 6 年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 認定第 2 号 平成 2 6 年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 認定第 3 号 平成 2 6 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 4 号 平成 2 6 年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 認定第 5 号 平成 2 6 年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 6 号 平成 2 6 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 1 8 報告第 1 3 号 出納検査結果報告について
- 第 1 0 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番	上 原 豊 茂 君	2 番	須 河 徹 君
3 番	河 端 芳 恵 君	4 番	山 田 日出夫 君
5 番	工 藤 弘 喜 君	6 番	余 湖 龍 三 君
7 番	川 村 進 君	8 番	西 森 信 夫 君
9 番	堤 三樹磨 君	10 番	西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	山 内 啓 伸 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	夏 井 宏 樹 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成27年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、竹村農業委員会事務局長から本日欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件であります。さらに、議員提案による議案が1件、その他、委員会報告として認定が6件、請願が1件、議長からの報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、工藤弘喜君、6番、余湖龍三君、7番、川村進君、8番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるところでございます。

11月10日の臨時町議会以降の何点かの動きがございましたので、お話をさせていただきながら、主要な概要を述べさせていただきたいと考えてございます。

11月13日ですけれども、昨年来、募集を続けておりましたフォトコンテストの締め切りが行われて審査を行いました。およそ四百十数点の申し込みというか出展がございまして、岸本日出雄審査委員長のもとで28点の優秀な作品を選んだところでございます。当初、8点、最優秀含めて観光賞、四季賞、四季折々の賞等含めて8点という考え方でございましたけれども、委員長から極めて秀作が多いという中で20点の入選作をさらに追加してはどうかというご提案もございまして、28点を選ばせていただきました。これにつきましては、近いうちに作品展、あるいは北海道新聞での掲載等も含めてご紹介させていただくこととなりますけれども、いずれにしても今後開基120年に向けてさまざまな活用をさせていただきたいと考えているところでございます。

また11月16日は、自由民主党の移動政調会が北見で行われまして、武部新衆議院議員あるいは高橋文明道議会議員等の各国会議員、道議会議員の方々のご出席の下で管内の3市15町村、それから農協をはじめとする団体の、それぞれおよそ20分程度の移動政調会で、私どもの方から意見を申し上げるということの場でございます。これは例年やっていることでございますけれども、この点につきましては、後でも申し上げますけれども、TPP関連において、私なりの主張をさせていただいたところでございます。それから11月20日前後に各省庁を訪問させていただいて、今後のさまざまな支援策、TPPに関する支援策等についても要請を行ったところでございます。

11月21日、22日に私と副町長、そして議長、副議長含めて津野町を訪問してまいりました。これは来年の開基120年に向けての津野町の協力の要請を含めて、ふるさと納税への参加、さらには職員の交流がおかげさまで両町ともに内定をしているところでございますので、職員交流の継続、あるいは子どもたちの留学を津野町から来る子どもたちについては冬に来ていただいて、冬の体験をしてもらおうと。本町の子どもたちについては、夏に津野町の四万十の清流でさまざまな体験をしていただくことも含めて、時期を変えたらいいのではないのかということも大筋合意をいただきましたので、今後の姉妹町津野町との交流についても一定の方向が見えてまいりましたので、またこれにつきましても一般質問で出てるようでございますので、答弁をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、この間の大筋の動きのお話をさせていただきました。

本定例会に提案しています主な概要を引き続き述べまして、ご理解を賜りたいと思います

まず、各会計の補正予算でございます。

一般会計につきましては、5,943万7千円の追加補正を提案させていただいております。

予算補正の主な内容でございますが、総務費では、11月9日からふるさとおもいやり寄付者に謝礼として特産品の提供を行う事業を開始したところ、寄付件数、寄付金額が増加したことによりまして、歳入に追加した寄付金額同額の基金積立金ならびに寄付者への謝礼およびクレジット収納システム使用料の追加、また、マイナンバー制度運用にあたってのシステム整備経費の追加。

民生費ですけれども、後期高齢者医療費の平成26年度療養給付費確定に伴う負担金、また温泉保養センター券売機に不具合が生じたため更新経費の追加。

農林水産業費のうち農業費では、新規就農者支援のための就農者支援助成金、農地管理機構を通じた耕作者集積協力金、特別栽培や有機農業に取り組む農業者を支援するための環境保全型農業直接支払交付金をそれぞれ追加、個別排水処理施設整備事業の確定および確定申告による消費税還付に伴う下水道事業特別会計への繰出金の減額。

林業費ですけれども、事業実施面積増加に伴う民有林振興事業費補助金の追加。

教育費では、来年4月のこども園開園記念式典に要する経費等の追加。

また、地方債では、こども園建設事業に係る過疎債の適債部分が増えたことに伴う起債額の変更。

次に、下水道事業特別会計でございますが、519万8千円の減額補正を提案させていただきます。

補正の内容としましては、個別排水処理浄化槽設置工事件数が当初の5戸から4戸になったことに伴う関連経費の減額、平成26年度消費税確定申告の結果、還付となったことに伴う減額補正。

以上、2会計の予算補正を提案させていただきます。

次に、条例の制定についてであります。

来年1月1日から個人番号の利用が始まることに伴う「訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」と本町農業の持続的発展と地域の活性化に向けた「訓子府町新規就農者等支援条例」をそれぞれ新たに制定するとともに、地方税法の改正に伴う「町税条例等の一部を改正する条例」、また番号利用法の施行に伴う「訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例」の制定。

以上、議案6件の提案をさせていただきますが、詳細につきましては、副町長または各担当課長に説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、議案に入るわけですが、その前に説明員ならびに議員に申し上げます。説明、質問含めて、発言にあたっては、記録の点からも問題のないよう十分配慮をした発言をいただきたいと思いますので、ご配慮願います。

◎議案第55号

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第3、議案第55号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

6番、余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議案第55号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。
議案書1ページをお開きください。

改正内容につきましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して昨今の社会情勢を勘案し、女性議員が出産を理由に欠席できるよう新たに規定するものであります。

この改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものです。

議案第55号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定しようとする。

平成27年12月8日提出。

本件の提出者は、議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員余湖龍三、同じく、須河徹、同じく、山田日出夫、同じく、西山由美子。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則。

訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、後ほどご覧ください。

以上、議案第55号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第60号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第60号 訓子府町新規就農者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案第60号の提案説明を申し上げます。議案書27ページをご覧ください。

議案第60号 訓子府町新規就農者等支援条例の制定について。

訓子府町新規就農者等支援条例の制定について新たに制定しようとするものであります。

記以下の説明をさせていただきます。次のページをご覧くださいと思います。

この条例の制定につきましては、第1条の目的にありますように、本町の現状である農業者の高齢化、担い手不足などを解消するために、新たに新規就農者等の育成・確保や農業経営の早期安定を図るために条例を制定するものであります。

第2条では、用語の定義としまして、新規就農希望者、認定新規就農者、農業後継希望者、農業後継者などを定め、第3条では認定申請に関すること、第4条では認定の決定に関すること、第5条では新規就農者等に認定できない者に関すること、第6条では新規就農者等の役割に関すること、第7条につきましては支援の種類に関すること、第8条では助成金等の申請に関すること、第9条では相続、譲渡等に対する措置に関すること、第10条では状況報告に関すること、第11条では助成金等の返還等に関することを規定しているものであります。

なお、具体的な支援につきましては、規則により規定をしているところではありますが、支援内容としましては、農業後継者に対する就農祝金交付事業、それと新規参入者および第三者継承者に対するスタートアップ助成事業・農地賃借料助成事業・農用地等取得資金利子助成事業・住宅賃貸借等助成事業の支援を行うものであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日に遡り適用するものであります。

以上、訓子府町新規就農者等支援条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第56号、議案第57号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第5、議案第56号、日程第6、議案第57号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まずは議案第56号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。議案書3ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の3ページになります。

議案第56号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げた

いと思います。

今回の補正につきましては、下の第1条にありますように歳入歳出それぞれ5,943万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,639万3千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額につきましては、次のページの第1表のとおりでありますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、5ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

その下の第2条では、今回の補正に係る地方債の変更を明記しておりますけれども、その内容は、4ページの一番下の表をご覧いただきたいと思います。第2表の地方債補正の表でございすけれども、この起債の目的は、こども園建設事業で限度額を350万円から1,210万円に増額し、起債の方法、利率については変更がないというものでございまして、これは3月の補正予算で、こども園建設事業の外構工事の中庭の部分、建物の中庭の部分の工事に当初、基金を全額充当しておりましたけれども、この部分が過疎債の適用になったということから860万円を増額するというものでございます。

そして、10ページを開いていただきたいんですけれども、この表は年度末の起債の残高調書になりますけれども、この表の一番下の段の860万円が今回の補正で増額となった起債でございまして、これに伴いまして、起債の平成27年度の借入総額は、下から3行目、そして右から3列目、真ん中のところですが、6億5,638万6千円となり、年度末の起債の現在高は一番右側になりますけれども、47億5,171万1千円となるものでございます。

それでは、最初に、事項別明細書の歳出の方を先に説明をさせていただきますので、7ページをご覧いただきたいと思います。上の表になりますけれども、2款、総務費、1項、1目の一般管理費の右側の方の事業区分、各種基金積立金では、ふるさと納税にかかる謝礼金の事業がインターネット上で11月9日から始まったところでございますけれども、出足から当初予定以上に反響が大きかったこともありまして、入ってくる寄付金額が予算の増額を必要としたものでございます。ふるさとおもしろ基金に積み立てることといたしまして、800万円を追加するというものでございます。

また、その下のもう一つ下になりますけれども、8目の企画費、事業区分でいきますと、ふるさとおもしろ寄付推進事業でも、今説明した寄付者への謝礼として寄付額800万円の2分の1にあたる400万円を報償費として追加するものでございます。さらにこの増額に伴いまして、クレジット収納システムの使用料としてさらに7万8千円を追加という内容でございます。

上の1目の一般管理費、一つ上ですけれども戻っていただきまして、事業区分、社会保障・税番号制度整備事業では、この制度を実施するにあたりまして厚労省分でございます国民健康保険と高額療養費システムの改修を行うもので、その委託料として78万7千円を追加しております。

次に、一番下の表になりますけれども、3款、民生費、1項、2目の老人福祉費の事業区分の後期高齢者医療費では、平成26年度の負担額の確定に伴いまして、本年度の負担額で負担することになりますので922万8千円を追加したものでございます。

その下の3目の温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業では、券売機の制御盤が破損したことに伴いまして、またこの機械については、古くて部品の供給が受けられないということから、新しく購入するもので、備品購入費として1台分83万9千円を計上しております。

次に、8ページ、次のページになりますけれども、6款の農林水産業費、1項、3目、農業振興費の右側の事業区分、農業後継者育成事業では、前段の議案第60号の条例の中でも説明したところでございますけれども、この条例に基づきまして、先の議会でも説明しましたように本年1件の新規就農者に対する助成でございまして、就農者支援助成金として130万円の計上をしております。

なお、この新規祝い金としての100万円分と運転資金支援として月5万円、10月から3月までの6か月分で30万円、これの合計130万円とするものでございます。

その下の北海道環境保全型農業直接支援対策事業では、事務費の配分額の確定によりまして4万円の追加でございまして。

次に、その下の事業区分、機構集積協力金交付事業では、この事業は農地中間管理機構を通じて農地を10年以上貸し出した農業者に対して10a当たり2万円が国庫から補助される制度でございまして、本年は13戸の156.52haの3,130万4千円を計上しております。

その下の環境保全型農業直接支払交付金事業では、これは特別栽培や有機農業に取り組む農業者の支援対策として交付されるものでございまして、本年度は26名の45.92ha、これは10a当たり8千円で367万4千円の計上でございます。

次に、その下の5目、農業基盤整備事業費の事業区分でいきますと、下水道事業特別会計繰出金になります。詳細は下水道事業の方で説明いたしますけれども、これは個別排水処理浄化槽の事業確定および消費税の確定申告によりまして会計に繰り出すもので、繰出金として264万8千円を減額するというものでございます。

次ページ、9ページの上の表になります。

2項、2目の林業振興費の事業区分、民有林振興事業では、これは一昨年の降雪によりまして被害を受けた民有林の再度植栽、さらに植栽をするという、再度植栽をする面積が増えたことによりまして、増加分10.57ha、事業費で829万7千円、これの26%で215万7千円を増額し、また、除間伐等の事業量減少によりまして、これは27万9千円を減額し、差し引きでいきますと187万8千円の追加というかたちでございます。

次に、下の表の10款、教育費、4項、2目のこども園費の事業区分、こども園建設事業では、こども園の建物の完成に伴います開園記念式典に要する経費を追加するものでございまして、消耗品費で開園記念品として、記念式典用品等で69万2千円、それと役務費の手数料の中では、感謝状筆耕料やピアノの運搬費用などで22万円、あと使用料及び賃借料では、開園時のバルーンアーチを上げようとしておりますけれども、その借り上げで4万5千円、これらを追加するというものでございます。

次に、歳入になりますけれども、5ページに戻っていただきたいと思います。

まず、一番上の表になりますけれども、13款、2項、1目の総務費国庫補助金の説明欄の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）になりますけれども、これでは、歳出のところでも説明いたしました農業後継者育成事業に対してこの交付金を

充当できるということになりましたので130万円を計上してございます。

次に、下の表の14款、2項、1目の総務費道補助金の地域づくり総合交付金では、防災関連の備品購入費などの採択が決まったということから、先に予算計上しておりますけれども、この146万3千円に充てるということで、その2分の1で70万円、10万円単位ですので70万円を計上しているものでございます。

その下の4目の農林水産業費道補助金、これは北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金で、事務費の追加交付として歳出と同額の4万円を計上しているものでございます。

その下の環境保全型農業直接支払交付金では、これは先ほども説明しましたように、対象面積45.92ha、これは10a当たり交付率が4分の3ですので6千円となります。45.92haの6千円で275万5千円を計上しているものでございます。

その下の耕作者集積協力金交付事業補助金では、これは歳出同額の3,130万4千円の計上でございます。

その下の2節の林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金では、これにつきましても歳出のところで説明しました雪害による苗木の再植栽による分の補助で、事業費829万7千円、これは補助率16%ですので132万6千円を追加計上するものでございます。

その下の地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策事業）では、これも当初予算で計上しておりますけれども、エゾシカ^{ざんし}残滓処理の財源として、今回採択されましたので計上するもので、総捕獲目標頭数180頭で、1頭当たり700円、これで12万円を計上しているものでございます。

次に、その下の教育費道補助金、事業区分でいきますと、地域づくり総合交付金（こども園遊戯室舞台整備事業）につきましても、6月に補正で計上しておりますけれども、これも今回採択が決まったということで、交付基準額105万円の2分の1ということで52万5千円を計上しているものでございます。

次のページ、6ページの一番上の表になります。16款、1項、2目、総務費寄付金、これはふるさとおもいやり寄付金になりますけれども、これは先ほど言いました11月9日に新寄付金制度を開始後、かなり予想を上回るような寄付が集まっているということがございまして、寄付額を800万円と大幅に増額計上したものでございます。

次に、2段目の表の17款、1項、2目の社会資本整備基金繰入金につきましても、前段の地方債補正の中で若干説明しましたがけれども、こども園建設事業の中庭の部分ですね、これが過疎債の適用となったということで、その分を減額して基金に戻すと。当初、基金でみていたものを戻すこととするものでございます。

次に、3番目の表になりますけれども、18款、1項、1目の繰越金になります。これは今回の補正の財源調整として1,338万7千円を計上するものでございます。

次に、一番下の表の20款、1項、7目、教育債では、前段の基金繰入金のところでも今、説明しましたがけれども、こども園の事業として過疎債で860万円を計上するものでございます。

最後に、別に配布しております資料1という表があると思うんですがけれども、この資料1ですけれども、これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込み）になります

けれども、今回の補正に係る調整を行った後、平成２７年度末の一般会計の基金保有見込額は、一番右側の下から４段目にありますように３７億８，３３７万４千円となっているものでございます。それとこの資料１の裏側の次のページにつきましては、投資的経費の部分の内訳ですので、後からご覧になっていただければというふうに思っております。

以上、平成２７年度訓子府町一般会計補正予算の内容につきまして、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第５７号 平成２７年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１１ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書１１ページでございます。

議案第５７号 平成２７年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、その提案説明をさせていただきます。

第１条では、歳入歳出それぞれ５１９万８千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ２億２，１９０万２千円とするものであります。

第２条につきましては、地方債の補正でありますので、後ほど１２ページの第２表の地方債補正で説明をさせていただきます。

次に、１２ページ、第１表でございますが、これは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、その内容につきましては、１３ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

その下の第２表 地方債補正につきましては、事業費の確定により、個別排水処理施設整備事業の起債借入限度額１，２４０万円を、９２０万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ、証書借入、利率も５％以内であります。

それでは、１３ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正の内容につきましては、個別排水処理施設整備事業の事業費確定および消費税確定申告に伴います補正でございます。

はじめに、歳入の方から説明をさせていただきます。

１款、１項、２目、個別排水処理施設整備事業分担金５０万円の減額は、合併処理浄化槽設置戸数が当初予算５戸から実際には４戸になったことによりまして、１戸分を減額するものでございます。

４款、１項、１目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を２６４万８千円減額するものであります。

６款、３項、１目、雑入１１５万円の増額につきましては、平成２６年度下水道会計の消費税確定申告において、課税売上消費税に比べ課税仕入消費税が多かったことから消費税が還付となるため、歳入を増額するものでございます。

７款、１項、２目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、個別排水処理施設工事費確定により起債借入額が減額となったことによりまして、下水道債で２１０万円、過疎債で１１０万円の合わせて３２０万円を減額するものでございます。

次に、１４ページの歳出について、説明をさせていただきます。

１款、１項、総務管理費の１目、一般管理費の減額であります。２７節、公課費にお

きまして、先ほど歳入でも説明いたしました、26年度消費税確定申告をした結果、消費税が還付となることから、当初予算全額の118万1千円を減額するものでございます。

2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費401万7千円の減額につきましては、個別排水処理浄化槽設置工事件数が当初予算の5戸から4戸になり、事業費が確定したことによるもので、13節、委託料で11万3千円、15節、工事請負費で390万4千円の執行残をそれぞれ減額するものであります。

15ページの表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、平成27年度中起債見込額（C欄）でございますが320万円減の3,320万円となり、一番右側の欄、平成27年度末現在高見込額も同じく320万円減の6億5,995万6千円となります。

また、議案の最後に添付しております別紙の資料3でございますが、今回の補正予算に係ります投資的事業の内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

以上、平成27年度 訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第56号、議案第57号、各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号、議案第59号、議案第61号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第7、議案第58号、日程第8、議案第59号、日程第9、議案第61号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第58号 訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第58号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号 訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。

訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の制定は、下の説明だけでは少々わかりにくい面もありますが、1点目は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」以下、「番号利用法」と省略させていただきますが、番号利用法の施行に伴い、法に定める事務以外の本町で個人番号を利用する事務、いわゆる独自利用事務を定めること、2点目としまして、その事務を行うにあたって同じ機関、今回は町長のみとなっていますが、町長部局内で複数事務の間で特定個人情報の移転、いわゆる庁内連携することの大きく2点について定めております。

17ページから条例本文が記載されておりますが、利用事務の特定だけではなく、庁内連携に関する規定も盛り込んでおり、条文が少々複雑となっておりますので、各条文で何を定めているかの要旨を説明させていただくこととしたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

それでは、17ページをご覧ください。

第1条では、この条例の趣旨を記載しておりますが、この条例制定の根拠は、番号利用法第9条第2項に基づくものでございます。

ここで、番号利用法第9条第2項であります。番号利用法では、個人番号を利用できる事務は明らかにすることとなっております。第9条第1項では、別表1にその利用事務が明記されております。一方、番号利用法第9条第2項では、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用できる等々と規定されております。このことから、現在町で行っている事務のうち、番号利用法で定める事務以外の事務で個人番号を利用するものを今回定めるというのが、この条例の趣旨でございます。

なぜ条例で定めるかといいますと、個人番号の利用を住民の皆さんに明らかにすることから条例化するものでございます。

次に、第2条ですが、ここでは用語の定義をしております。

第3条では、町の責務を規定しております。番号利用法第5条に「地方公共団体の責務」が規定されておりますが、庁内連携等もあることから、改めてその責務を示す意味で規定しているものでございます。

第4条が、この条例の核となる部分でございますけれども、個人番号の利用範囲を定めております。

第1項では、独自利用事務の範囲を明らかにし、その内容は次の3種類としております。

まず、第1号ですが、別表第1に規定する事務。

ここで、18ページの別表第1をご覧くださいと思いますが、表の1つ目にある「乳幼児等医療費助成事務」、それからその下の「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事務」を独自利用事務として規定しております。

なお、参考までに、先般、北網地区の総務担当者会議がございましたが、いずれの市や町も共通してこれらの事務を独自利用事務として定めるとの情報を得ております。

17ページに戻っていただきたいと思いますけれども、第2号、第3号は、町長部局内における複数の事務の間で特定個人情報を移転、いわゆる庁内連携することにより利用する事務として、18ページ、19ページに掲載の別表第2に掲げる事務、さらに、番号利用法の別表第2に掲げる事務の二つを規定しております。

第2項、第3項は、特定個人情報の利用に関して定めております。

第4項は、特定個人情報の利用を行う場合、条例等に特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出が義務付けされていても、重ねて同一内容の情報の提出を受けることは、この制度の趣旨に添わないことから、提出があったものとみなすことを定めるものでございます。

第5条は、規則への委任規定でございます。

附則としまして、この条例は、個人番号の利用が始まる平成２８年１月１日から施行する旨規定しております。

以上、議案第５８号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第５９号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書２０ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案書の２０ページをお開き願います。

議案第５９号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和２５年条例第８号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、本年３月３１日の地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ一定の事項が条例に委任されたことによる規定の新設および番号法改正に伴う個人番号および法人番号の規定の整備をするため町税条例等の一部を改正するものであります。

それでは、記以下について説明をさせていただきます。

別紙として、次のページ、２１ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例ということで、今回の改正につきましては、２１ページ上段からの第１条で町税条例、２４ページ上段の第２条で本年６月に改正した町税条例等の一部を改正する条例のそれぞれの一部を改正するものであります。

２１ページから２４ページまで、改正条文を記載しておりますが、長文かつ複雑であるため、２５ページ以降の「町税条例等の一部を改正する条例の概要」によりまして、その主な改正点についてご説明をさせていただきます。なお、施行日につきましても各項目の下段に記載させていただいております。

それでは、２５ページですが、第１条による改正の項目１、徴収猶予に係る規定が地方税法で条例委任事項として設けられたことによる規定の新設で、第８条から第１３条まであります。なお現行の町税条例の規定では、第８条から第１７条までは削除となっておりまして、今回、第８条から第１３条までを新設し、第１４条から第１７条までを削除と規定するものであります。

まず、第８条では、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法の規定がありますが、納税者等の財産が震災、風水害、火災その他災害や盗難にあったとき、また、本人や生計を一にする親族が病気にかかったり、事業を廃止・休止、著しい損失を受けたなど、地方税法第１５条に規定された状況により、町の徴収金を一時に納付し、または納入することができないと認めるときは、その金額を限度とし、申請に基づき１年以内の期間に限りその徴収を猶予することができるものですが、町の徴収金について徴収猶予をする場合の分割納付または分割納入の方法を「猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入させる」と規定するほか、納期限ごとの金額や、やむを得ない理由で納付できない場合には、変更することができる

ことなどを規定するものです。

第9条では、徴収猶予の申請手続等の規定であります。徴収猶予の申請手続として、徴収猶予を受ける徴収金の種類や金額、一時に納付することができない事情の詳細等、申請書に記載する事項や添付する書類を規定するものですが、特に「猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合は、地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の詳細」を申請書に記載し、その担保の提供に関し必要となる提出書類を規定するほか、申請書等に不備があった場合の訂正期限を20日と規定するものであります。

第10条では、徴収猶予の取消しの規定であります。「徴収猶予した町の徴収金以外に、新たに町の徴収金を滞納したり、町長が特に必要と認める債権が不履行となった場合に、徴収猶予の取消しをする」ことを規定するものであります。

第11条では、職権による換価の猶予の手続等を規定するものですが、滞納者の財産を直ちに換価することにより事業の継続または生活の維持が困難になる恐れがある場合などで、滞納者が町の徴収金の納付・納入について誠実な意思を有すると認められるときは、職権により財産の換価を1年を超えない範囲で猶予する場合の手続きを規定するものです。

第12条では、申請による換価の猶予の申請手続等の規定であります。滞納者が町の徴収金を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持が困難になる恐れがある場合において、滞納者が町の徴収金の納付・納入について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納者の申請により1年以内に限り換価を猶予する場合の申請期限を「納期限から6月以内」とし、これに係る手続きを規定するものです。

第13条では、担保を徴する必要がある場合の規定であります。「猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3月以内の場合、担保を徴することができない特別な事情がある場合」は、担保を徴する必要があることを規定するものです。

これらは、いずれも平成28年4月1日から施行するものです。

次に、項目2、文言の整理ですが、第18条の公示送達の中で引用している「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」、それから、第23条の町民税の納税義務者等の中で引用しております「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」につきまして、今回、第8条で地方税法および第9条で地方税法施行令を先に引用しますので、ここでは、それぞれ「法」および「令」に改めるものでありまして、施行日は平成28年4月1日であります。

次に、項目3、番号法改正に伴う個人番号の規定の整備であります。第166条の国民健康保険税の減免に係る申請書に個人番号を記載することを規定するもので、施行日は、平成28年1月1日であります。

次に、26ページの第2条による改正であります。これは、本年6月に改正しました町税条例等の一部を改正する条例の第1条の改正であります。

まず、最初の◆ですけれども、第2条は用語の意義ですが、第2条の第3号に納付書、それから、第4号に納入書の利用の意義が規定されておりますが、これらの様式に記載すべき項目に「法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号」が記載されたものをいう。となっておりましたが、納付書と納入書の様式には、個人番号と同様に、法人番号等を記載しないこととなったため削除するもので、これに係る施行期日の規定に

ついても削除するものであります。

二つ目の◆ですが、法人番号の定義について、個人番号と同様に各税目ごとに規定するものですが、第36条の2の町民税の申告では、現行「法人番号」とだけになっているものを、「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)」を加えるものですが、以下、第63条の2の固定資産の補正の申出、第89条の軽自動車税の減免、第139条の3の特別土地保有税の減免、第140条の8の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に、個人番号についての規定と同じく法人番号についても各税目ごとに法律の条文を規定することになったもので、これは公布の日から施行するものであります。

24ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条は、施行期日であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。施行日が、第1号では、平成28年1月1日、第2号では、平成28年4月1日となるものがありますが、先ほど概要の中でご説明したとおりであります。

第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する施行日前と施行日以後の適用に係る経過措置の規定であります。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上原豊茂君) 次に、議案第61号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(渡辺克人君) 議案書の31ページをお開き願います。

議案第61号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、このページの一番下の説明欄にもありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、訓子府町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

一部改正の内容といたしましては、この条例で定められております介護保険料の徴収猶予および減免の申請書の記載事項に、個人番号を記載することを規定するものでございます。

記以下について説明させていただきます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

ここで、次の32ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明をさせていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いてございます。

第9条は、保険料の徴収猶予の規定であります。第2項には、申請書の記載事項についての規定がされております。そのうち第1号中「及び住所」を改正案では「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

次に、その下にあります第10条は、保険料の減免の規定であります。第9条と同じく第2項には、申請書の記載事項についての規定がされております。そのうちの第1号中「及び住所」を改正案では「住所及び個人番号」に改めるものであります。

前のページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第58号、議案第59号、議案第61号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、午前10時45分まで暫時、休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までの一括議題および日程第16、認定第6号、日程第18、報告第13号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までの一括議題および日程第16、認定第6号、日程第18、報告第13号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（上原豊茂君） これより、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号を議題といたします。

認定第1号から認定第5号までは一括議題といたします。議案書33ページから44ペ

ージまでです。

本案は、平成27年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。会議規則第41条第1項により委員長からの報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（河端芳恵君）　ただいま、議長からご指示がございましたので、平成26年度決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

平成27年9月8日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成26年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、11月2日から6日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行に関わる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては省略いたしますが、11月6日には委員会としての表決を行い、付託された認定第1号から認定第5号までの5会計の決算は、いずれも「原案のとおり認定すべきもの」、また認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思います。

1. 歳入では、町税および使用料の収納状況に関し、これまでの職員の努力によって収納率の向上がみられ、その成果が認められるところでございます。

なお、自主財源の確保と税の公平性の原則からも、今後も収納率の維持・向上に努力をお願いするところでありますが、重複滞納者の状況把握と関係課との連携をより密にし、その生活実態に配慮した対応を望むものでございます。

さらに、各種施策の立案等にあたり、国の補助金等を最大限取り込むよう情報収集に努めることを求めるものであります。

2. 歳出では、財政健全化戦略プランに基づき、予算やその執行に対する成果が認められるところであります。

各種施策の財源確保、町の施策の着実な推進のため、国の政策と連動した町としての積極的な展開を図る必要があり、歳入と同様に国等の施策の情報収集に、より一層の努力を望むものであります。

なお、予算の有効活用を図るため、住民サービスなどを含む各種の事業などについては、町民への周知を工夫し、また、役場全体が総合窓口としての意識を持ち、サービス利用を求め来庁する町民にとって分かりやすい役場となり、結果としてサービス利用増につなげ

るなど、所期の目的が十分達せられるよう一層の努力を求めるものであります。

3. 国営事業の農業費負担金の未収分については、将来的な取り扱いについて整理しておくべきであると考えます。

4. 財産調書における物品の種類等、町としての掲載基準を設けるべきであると考えます。

5. 水道事業では有収率向上のため、財政状況に配慮しながら、老朽管の更新など、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところであります。

今後においても、「財政健全化戦略プラン」の目的を継承しつつ、町民のための「まちづくり」に向け、創意・工夫と一層の努力をお願いするものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成26年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町議会会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり「原案のとおり認定すべきもの」および「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の質疑に入ります。

質疑は委員長に対する質疑といたします。一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。

ここで討論を行います。

討論にあたっては、認定番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件について、
委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも
委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第6号の採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎報告第13号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第18、報告第13号 出納検査結果報告についてを
議題といたします。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長(夏井宏樹君) それでは、ご報告申し上げます。

議案書の46ページをお開きください。

報告第13号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成27年12月8日提出、訓子府町議会議長、上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年10月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年10月13日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページの47ページ、48ページ、49ページにつきましては、説明を省略させていただきます。50ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年11月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年11月11日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページ、51ページ、52ページ、53ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配付させていただきました12月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。54ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年12月7日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年12月7日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページの55ページ、56ページ、57ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

午前中の日程については、全部終了いたしました。

午後1時から一般質問がございますので、ご参集願います。

昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

日程に入ります前に報告をいたします。

仁木選挙管理委員長から本日、午後から今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第10、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、ただいまから一般質問を行いたいと思います。通告書に従いまして質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、2点質問することになりますけれども、まず1点目です。TPP交渉についてであります。町長に回答をお願いしたいと思います。

10月5日、アメリカのアトランタで開催されたTPP閣僚会議が「大筋合意」に達したことを表明してこの会議は終了いたしました。

しかし、この交渉から見えてくるのは、国民にも、そして国会にも内容を示すことなく進められ、国会決議にも反する譲歩を行い、農業や地域経済、さらには食の安全など国民の暮らしに深刻な影響を与えることが、この発表された「大筋合意」からも明らかであります。

次の項目について町長の見解を伺います。

①、これまでの一連のTPP交渉過程や今回発表された「大筋合意」について町長の見解はいかがかお伺いをいたします。

②、これまでのTPPに対しての町長の発言や本町の取り組みから、今後、批准阻止に向けた取り組みなどが求められないか。これについてもお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「TPP交渉について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「これまでの一連のTPP交渉過程や今回の大筋合意に関する町長の見解について」のお尋ねであります。交渉内容は原則非公開で非常に不満であり、私どもが知り得る情報もマスコミによる報道が主で、それを補うためにJA北海道中央会が主催する「TPP交渉に係る拡大研究会」に私自身、担当職員と共に定期的に参加させていただき情報収集に努めてまいりました。

また、この間、国や代議士等に対して交渉反対の働きかけを行ってまいりました。

難航分野の調整が進まず交渉自体が迷走するのではとの見方もありましたが、9月に入

り急展開を見せ大筋合意に至っております。

合意内容について、原則関税撤廃の中で、政府は農産物の重要５品目を守ったとの成果を主張しましたが、長期的に見てもその影響は否めないものであり、重要５品目以外の野菜類等を見ましても即時撤廃や数年後に撤廃という厳しい内容であると受け止めております。

本町において、重要５品目等の影響は輪作や複合経営を展開している農業全体に及ぶものであり、基幹産業である農業が衰退すれば関連産業、町全体に影響が及ぶものと考えております。

次に、２点目の「これまでのＴＰＰに対しての町長の発言や本町の取り組みから、今後、批准阻止に向けた取り組みなどが求められないか」についてのお尋ねであります。先般の自民党移動政調会において、大筋合意による影響は大きいと受け止めており、代議士には国会議決に際しては反対の立場に立っていただきたいとの申し出をさせていただきました。また、このままでは担い手が農業を職業として選択しない。国内農業をどのように位置づけするのか、食料自給を踏まえた上で農業者が安心して経営できるような施策を講じていただきたい旨を要望しております。

今後におきましても、北海道、関係市町村、ＪＡきたみらいとも連携し、反対の取り組みを展開してまいりたいと考えております。

以上、２点についてお答えをしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） 今、回答していただいたわけですが、この関係につきまして再質問というか、若干気になることもありますので、再質問というかたちでお考えを聞かせていただきたいと思います。

まず、はじめに、今回このＴＰＰ交渉の大筋合意をめぐる問題について、質問する中では、はっきり言いまして、これは政府、国が進めている中身の問題でありますから、訓子府町長がこのＴＰＰ交渉の大筋合意をしたということについての責任を問うとか、あるいはこれに対する対策の問題等と、これは後半の方でちょっとやりたいんですけれども、これに対してどうなんだと。何かあるのかという、そういうふうな質問をする意味合いではありませんけれども、自治体の、いわゆる一つの町のよくいわれています今後のまちづくり、あるいは産業の振興を含め、農業の振興を含めて、やはりこの問題はそう簡単に脇には置いておけないし、やはり言うべきことをきちんと言わなきゃいけない。そういう質の問題であるのではないかなというふうに思いますので、そういう観点で町長に何点か質問させていただきます。

まず、はじめに、この答弁の中でも触れられておりますけれども、この合意内容の問題、原則関税撤廃の中でのうんぬんの話なんですけれども、国会決議に違反したかどうかということは、やはりこの問題が国会で最終的には調印をして批准をし発行ということになります。当然その中では国会で大いに議論をしながら国民の意見、考え等を加味しながら、さまざまな議論がこれから進んでいくんだとは思いますが、その大前提である、この問題については国会決議というのがされておりました。これはもう町長も当然ご存じだと思うんですが、ここで改めて一般のマスコミも含めて、なかなか国会決議に対して、私は大幅にもうこれは完全に違反しているというふうに捉えておりますし、町

長も先ほどの答弁の中でもはっきりとした違反とか反しているとかという言葉ではありませんでしたが、やはり若干ちょっとその点でのものの言いとしては、もの足りないなというふうには思ったわけです。それでこの国会決議というものを改めてちょっとおさらいといえますか、してみたいんですけれども、この国会決議は大まかに5点ほどありまして、いわゆる重要品目の問題、これについては、これが議題になることに対しては再協議、あるいは除外をするというふうな問題、あるいは10年を超えて、そういう期間をかけた段階的な関税撤廃、これについては認めない。あるいは残留農薬とか食の安全の問題に対しての、それに反するようなことについては、そういうものは損なわないようにしなさいという、国会決議の二つ目です。それからI S D条項の問題ですね。それからちょっと大事になるなと思っていますのは、今回交渉によって収集した情報については国会に速やかに報告し、国民への十分な開示義務というか、そういうものを行いなさいということまで国会決議の中でされていたわけでありまして、こういったものがことごとく無視された中で、そして大筋合意というものが唐突にというか、急遽発表されたということに対して、これは本当に怒っていいことではないかなというふうに思っております。こういったものを向こうに置いて、批准の手続き、あるいは調印なんていうのは当然あり得ないのではないかなというふうに私は思っているわけでありまして。そういう意味からしましても、この問題については、まず第一にいわゆる国会決議に反するということは、どれほど重いものかというものをやはり自治体の長としても声を上げていかなきゃいけないのではないかなというふうに思います。やはりそういうことを経ないで、この問題が論じられて行くと、先ほど言いましたように、さまざまな政策大綱、いわゆる対策のようなものが出されてきて、それにすり替わる論議になっていくと。これはやはり大幅に問題があるというふうに私は考えております。その点についての見解なんかも簡単でよろしいので、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が見ても明らかに違反ですよ。これはよく検討して5項目、農産品の例えば八百数十品目を見て実際に守られているのはいくらかとか、そんなことだけ見てもものすごいやはり問題点を抱えているという点では、私は国会決議に違反していると町長としては、そういうふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） まさに違反している内容であります。やはりそういったものをつきつめて、あるいは向き合っていく中で、そういうことというのはやはり大事、まず第一に前提として必要になってくるだろうなというふうに思います。

それともう1点なんですが、合意内容については、さまざまに今、違反している中身も含めて、ここではちょっと時間がないので、ちょっと触れることにはなりませんけれども、いずれにしてももう1点どうしても気になることがあります。これはあえて言わせていただきたいと思いますけれども、先ほどといいますか、今回の議会の始まりの挨拶の中でも自民党の移動政調会といいますか、そういう集まりがあったと。その中で町長もお話をさせていただいたと。ここ選出の自民党の代議員の方にそういうお話もされたんだと思いますけれども、その点にどう向き合うのかということも非常に今回やはり問われてくるのではないかなというふうに私は思っています。これは支持政党がどうだとか、政権与

党がどうだとかという問題とはまた別に、先ほど今言った国会決議の問題含めて、政府自民党も含めて、この国会決議には賛成をして衆参農林水産委員会の中で決められたことでありますし、もう一つは今回のこのＴＰＰに対しては２０１２年、あの当時ちょっと思い出していただきたいんですけれども、自民党の総選挙がありました。その時の町の中、ありとあらゆるところにあの大きな黄色いポスターで「うそつかない、ＴＰＰ反対、ぶれない」こういうポスターで総選挙を自民党が戦って、大きな議席を得ていきました。そのとき、彼らがというか、自民党が出した公約というのはＴＰＰ反対だったはずですが。この地域の中では。それに向けて今どうなんだというのは、国会決議の問題含め、そして次の年、総選挙がありましたから２０１３年の３月に、そのときにはＴＰＰ参加に舵を切ったわけなんですけど、そういうことも含めて、やはり今回のこの事態、一連の流れの中ではっきりと、そういうところに自治体の長としてももっともっと強く当たってもいいんじゃないかというふうな思いはしているんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。これはこれからのこと、いろんなさまざまなこれから起きてくることに対して、大いに関係してくるのではないかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時期は忘れちゃったけれども民主党政権で菅さんがＴＰＰ参加は第三の改革だというか、そういう中で堂々とＴＰＰに参加するという民主党政権下で行われました。私はそのときに、表現の仕方は悪いんですけど「殿ご乱心」と言いました。すなわちそんなことが第三の改革が本当に日本の農業や我々の地域社会が発展するのだろうか。どう考えてもおかしいということで、そういう発言をしましたし、最近発行した本にも私は一筆書いておりますので、紛れもない事実だと思うわけです。その後で自民党政権が再び誕生して、その際のキャッチフレーズに、今、工藤議員がおっしゃった看板を掲げて、そして自由化を前提とするＴＰＰ交渉には断固反対し、参加しないという言い方をしていますから、これもある意味では、まともに文章を読めば公約違反ではないのかなというふうに思います。あと、この間の自民党の移動政調会で武部代議士が中心になって両サイドに道議会議員が座って、あとは秘書等が座ったり、右側に開発局、左側に北海道庁の幹部の人たちが座って、それぞれの市町村長が一言ずつ懸案事項について申し上げるという機会が毎年ございますけども、冒頭に高規格道路のお礼も含めて言いましたけれども、ＴＰＰについては、願わくば国会の批准のときには、あなたに反対していただきたいとはっきり申し上げました。他の町村長は言っていないと思います。農協も言っていないと思います。そういう状況の中でも町長として一貫した考え方をやはり代議士に主張するということを私なりに貫いております。ただしこれは後からまた出ると思いますけども、じゃあそれだけでいいのかという問題がありますので、それは次の質問を受けてから答弁させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） あえてこの問題でちょっと強く言わざるを得ないというのは、やはりこの問題がこの大筋合意の内容を含めて、このＴＰＰは農業だけの問題ではないです。食の安全等を含めて、いわゆる非関税障壁というもっとさらに多くの国民の人たちに直接関わることもありますから、それはまた別な機会に話したいなというふうに思いますけれども、とりあえずこの農業の問題、私たちの町の基幹産業である農業の問題だけみ

ても、やはり地域を崩壊させかねないような、そういう内容になっているということに対して、もっともっと今町長が言われたように一貫して言われていることは本当に大変なことだろうとは思いつつ、やはりそういった姿勢を貫いていただきたいというふうに思います。それは例えば今回の合意の内容で若干触れさせてもらいますけども、コメの問題にいたしましても、本来であれば、これは除外すべき内容の、交渉の中では除外すべき内容の項目であります。少なくともコメが、今言ったように、そういう状況でありながら現在でもミニマムアクセス米というかたちで77万t輸入していると。そして今回新たに7万8,400tをこのTPP枠として無税で入れていくということに合意をしているわけですね。そしてさらにはアメリカから77万tのミニマムアクセス米の内枠で6万tをアメリカのために中粒種加工用のコメを輸入しますよと。そういう内容になっていると。これはやはり今の米農家が大変な思いをしながら、いわゆる消費も減ったんだということで、コメを作ってもまかたせんという中でこういう状況を一方でつくるということはやはり許される問題ではないなというふうに思います。さらには麦の問題でいきましても、今、麦の国内での生産量というのは約80万tぐらいでないかなと思います。輸入されている麦というのはなんだかんだ言って今570万t前後輸入していますから、自給率でいくと12%ぐらいですけども、そこにTPP枠として新たに25万t弱の輸入を認めたと。日本として認めるということになっています。さらにはこの574万tに対するマークアップ（売買差益）、これは45%に削減するということになっています。さらには小麦の調製品の類、これは自由化、いわゆる関税をかけないですぐ発行と同時に調製品、加工品については対応するという中身になっているということになりますと、本当にこの麦作りそのものだけでも本当に厳しい状況になっていかないかと思います。そういう意味からしてみても本当にこの地域の農業の存続に関わるようなことに対しては、やはり今先ほど町長言われたような毅然とした一貫性の持った対応というのが求められるんだという、そういうことの大事な部分だなというふうに捉えていただければいいなというふうに思っています。

次に、どうしても気になるのは、今回のこのTPPに関わってあるのは、いわゆる対策というかたちで11月25日に政府、自民党が対策を立てております。いわゆるTPP関連政策大綱。これは非常に今マスコミも含めて、これ一色で、TPP前提で一色で、これはJA中央会ものっちゃってるところがありますけれども、これはやはりこれに対する向き合い方というのは考えていただきたいなというふうに思います。その関係でまず先に町長にちょっとお伺いしたいんですけども、このTPP関連政策大綱というのは、北海道新聞の記事でいきますけれども、その一番の農業分野での一番の何て言いますか特色というか特徴といたしますか、それは輸出で攻めの産業にすると。そして、そこでもって農業の体質強化を図っていくというのが、この政策大綱のメインだと思っています。これがどうなのかというのは、ちょっと後ほど触れていきたいんですけれども、このTPP以前に農業がこれだけ大変になっていると。訓子府もそうなんです、あるいは酪農家の離農も含めて大変になっているこの状況をつくった原因はどこにあるというふうに町長は考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度もお答えしていると思いますが、戦後一貫した農基法農

業と言われているものから第一次農業構造改善事業、それから農産物自由化等を含めて、
今日の農業に対する政策的な責任というのは、やはり国の政府に私はあるというふうに思
っておりますので、ここは何も否定するものではございません。

それから、もう1点、これからの状況の中で毅然とした態度で物事を言っていかなきゃ
ならないのではないのかというご指摘がございました。全くそのとおりだと思いますけど
も、私だけが一人舞台でやるわけにはいかないというのも状況であります。例えばこのバ
ッジです。ホクレンの農協の職員も着けてましたけど、1日のJA中央会の飛田会長の発
言で、定例記者会見でやめると言っているわけでしょう。断固反対だと言っていたのが、も
う参加しているだから現実的にあった中身の問題で、プラカードを作るのか何を作るのか
わからないという飛田さんらしくないもののくだけ方というか、私はちょっと立腹でござ
いました。さらに12月4日の日本農業新聞でJA全中の対策を見てみたら、全く対応
策にどうするかということで、生乳や、あるいは液状乳製品をどうするか、補助金つける
のかとかいうことの、それで一辺倒という状況でありますから、周りがそういう状況で自
民党も農林予算で攻めの転換ということを掲げておりますから、その点でいきますと実を
とりながらも言うべきことは言うということをやはり大事にしなきゃいけないんじゃない
かなと。その点でいうと断固反対ということだけを言っているだけでいいのかどうかとい
う問題も町長としてはやはりあります。中身的には今やろうとしているさまざまな農業政
策に対していただくものは積極的主張してもらってくるという考え方にたっておりますの
で、そういう意味での町長としての一つの訴えなければならない立場と中身をいただいて
くるという問題と両方の二刀流でいかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っ
ています。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） 確かに町長としての立場として現実の大変な状況の中で、あるい
はさまざまな要求に、要望といいますか、今、現実どうするんだという問題にどう向き合
うかという点では非常に大変な選択もあり得るかと思いますが、しかし今回のTP
Pとの関連で言いますと、やはりTPP前提の要求というのは、やはり駄目だと思います。
これはそこに依拠した中でのさまざまな要求実現をお願いしてみても、やはりこれはそう
いう向き合い方ではいろんな意味で現場にいる農家の人たちが、将来的に5年後10年後
を考えたときにはどうなのかなと思います。例えば今回の政策大綱の中でメインにする、
いわゆる目玉となっている、先ほど言いましたけれども1兆円を輸出で元気づけると。こ
れらがやっぱり目玉です。いわゆるお互いに関税を取っ払って日本のものだって向こうで
税金がかからない、だから売れるんだというふうな話がされておりますけれども、この問
題1点だけでもちょっと自分なりに見てきたこと、聞いたことも含めてご紹介したいんで
すけれども、今、政府、自民党はよく輸出1兆円ということ、これは当然政府の中でも、
農水省の中でもこの問題について目標を立てて政府は2020年に農林水産物の輸出、食
品輸出目標というのを立てております。これをこの間、安倍首相は前倒しで進めたいとい
うことで頑張っていくと発信しています。その中身をちょっとご紹介したいんですけれど
も、この農林水産物食品の輸出目標1兆円の内訳なんですけど、これは農水省で出している
ものです。昨年の農林水産物のさまざまなデータを基礎に作っているものなんですけども、
その1兆円の内訳でみますと、例えば即席麺、いわゆるインスタントラーメンだとか、味

噌とか醤油、それから清涼飲料水とかお菓子類、いわゆる農産物等々を使った、いわゆる小麦粉などを使った菓子類などが約半分を占めております。全体の1兆円の中の。そしてよくよく考えてみますと、このお菓子だとか即席麺だとか味噌、醤油というのはほとんどが日本の原料を使っているものじゃないんです。今多くは輸入されている原料を使っている加工品です。これを輸出していきこうというのが約半分ちょっとあるんです。そして、元気をつけようと言っている中身です。そういう一つの言葉のマジックといいますか、トリックがあるのではないかなというふうに私はみました。そのほかに確かに水産物とか林産物で約3割強あります。これはそのものは国内のものだと思います。それともう一方で、純粋な国産農産物という観点でいいますと牛肉とか野菜、果物、コメ、花、お茶、これがあげられています。農水省の目標の中に、これでいくんだと。そこでの合計で約835億円ということになっています。これは全体の、いわゆる1兆円の中の約8%にすぎない。純粋な日本の国産の私たちが作る、あるいは仲間が作る原料を輸出するということでの生産額から換算しますと約8%にすぎないということです。そして日本の農業の総産出額約8兆4千億円、昨年で8兆4千億円と言っていますが、その中身でいきますと835億円というのは、そのうちの0.99%にしかならないと。それをもってして日本の農業の輝ける将来を語るということには決してならないのではないかなと。そういう言葉のマジックには絶対のつちやいけないというふうに私はみています。何が1兆円なんだと。その1兆円の多くは、そこに携わる大きな企業、いわゆる食品産業含めて加工品を扱って、輸入品を扱って、輸入原料でもって安く仕上げて海外にうって出ると。そのさらに拡大版というかたちが今回の政策大綱の裏にはないかということをやはり見る必要があるんじゃないかなというふうに思っています。やはりそういう部分が抜け落ちては批判にもならないし、今後のこれからの日本農業をどうするんだという議論にもならない。やはりTPP前提で聞くとそういう土俵に乗ってしまうということになりかねないという問題があるんじゃないかなというふうに思っています。それともう一つ、基盤整備等のことも含めて、若干時間もないのでちょっとこちらで一方的にしゃべるかたちになりますけれども、これもいわゆる農業の本当に不向きな部分、大変困難、あるいは大変な思いをしながらやっているところには、おそらく金は使っていないんじゃないかと。これは政府の関係者も使っていないんじゃないかと使えないと。やはり便利なところ、まとまったところ、そのいわゆる農地の集積にかけていく方向というのは、基盤整備も含めて当然出てくるという話であります。こういったことも含めてやはりちゃんと向き合っていないと、TPP前提の対策になるとやはりどうしてもそうになっていくということをぜひ理解していかなくちゃいけないのではないかなというふうに思いますけれども、先ほど町長が言われた現実的な対応もしなくちゃいけないですけれども、一方でTPPは絶対だめなんだと。撤回しないとだめだ。あるいは調印、批准したらだめだ。そういうところを常に堅持しながら本当の日本の農業のあり方、いわゆる多様な農業のあり方って必要だと思います。そういう部分も含めた真の振興策というのを訴えていかなくちゃいけないのではないかなと思いますけれども、そういう観点についていかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） あまり時間がありませんから、改めて全体的な議論をさせていただかなければならないというふうに私は思っています。原則的に今言った攻めの農業の中

身の問題の以前に、ＴＰＰ全体の中身も明らかにされていないということもございますので、軽々に全てがどうだとかということについては、私は控えておりますけれども、いずれにしてもこれからの対応策についても、出てくるものを実際の大事なところをちゃんと見抜きながらやはり言うべきことは言っていくということが一層求められてくるのではないのかなと思います。私自身がつかまえているＴＰＰの日本経済の影響の全体の指数とかですね、あるいは一層の自由化に伴いまして、自給率がかなり下がってくるという問題はもう既に出ています。これはもう作目別に出ておりますから、その辺のところの情報はつかまえておりますし、何よりも今、農村の人口減少社会と言われて、農家の人口が減っていくということも最近の報道はされておりますけれども、ＴＰＰは一層拍車をかけるんじゃないのかというふうに思っておりますので、逆に言うと確かな理論を持ちながら、やはり国に対しても政治家に対しても言うべきことはきちんと行って、やっていただくことはちゃんとやっていただくということを一層強く前へ出していかなきゃならないなと考えているところです。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） ぜひ、そういう方向で今後も引き続いて大変ではあるかと思っておりますけれども奮闘していただきたいなと思います。まさに今回のこのＴＰＰの問題というのは、日本の農業、あるいはもっとも自分の足元を見ても訓子府の地域のありよう、あるいは農業のこれからに向けても本当に正念場ではないかなというふうに思っています。そういう捉え方はやっぱり必要ではないかなというふうに思っています。そういう中で言ってみれば大筋合意でまだ決定はしていませんから、全てはやっぱりこれからだと。きちんとした情報を国民のものにしながら、それを基にしっかりとした選択をしなきゃいけないなというふうに思います。そういう中では本当に大事なものは先ほどもちょっと言いましたけれども、この地域で頑張っているこの家族経営といいますか、さまざまな形態の農業、大きい農家も小さい農家も含めてあることがどれだけ意味があるのかというところをしっかりと捉えながら、そこに対する手厚い農業政策というのがやはり欠かせないんだという、そういう観点でぜひ関係省庁とのお話の中でもあたっていただきたいなというふうに思います。これまでやられて、これまで駄目だったのは、私なりに思うのは、やらなくてもいいことをして、本当に必要なやらなきゃいけないことをやってこなかったと。これがやはり一番の問題ではなかったのかなというふうに思います。このＴＰＰだって本来はやらなくてもいいことだと思います。本当のやるべきことは何なのかというところをきちんと取捨選択をして、あたるべきではないかなというふうに私は思います。これは自治体としては、やはり今後の、今やっています総合計画の問題もありますから、こういった問題とも直に結びついてくる問題でもあろうかと思っておりますので、ぜひそういう観点でこの問題については、対応していただきたいなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、予想では来年のアメリカの大統領選挙がおそらく１１月になるでしょうということですから、その後にＴＰＰの批准を１２か国は、うちの国でいいますと国会の議決がこれから出てくるでしょう。そのときにＴＰＰの参加合意形成をされたいと言いながらもそれぞれの国の自治権といいますか、主体性、ＩＳＤ条項等々も含めた問題点たくさんありますから、これらも含めてやはり各農業団体、それぞれの議会、町

村会も含めて一体になってやはりこのことが本当に日本の地域社会を守ることができるのかどうかということも含めた議論と、何よりもやはり情報をきちんと公開していただきながら、その上で建設的な議論の上で、あるべき方向をきちんと主張していくということが求められていると私は思っておりますので、またご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） ぜひ、町長、やはり町長でありますから、この町のトップとして、この問題については、町民を励ますということも含めてご努力をお願いしたいなと思います。そして、この場であえて言うことではありませんけれども、先ほどJAのことも言われておりましたけれども、やはりこれはちゃんとしたスケジュールというか、段取りでやはり政権側はきているんですよ。去年は農協改革、いわゆるそういう問題でちゃんと向こうは向こうなりにやってきて、いわゆる農協を骨抜きのようなかたち、運動体としての意味合いを骨抜きにするようなかたちでJA全中の会長も変わったという中で、やはり反対が言えなくなってくると。その狙いがまさに当たったのではないかなと。政権としてはJA全中に反対されるのが一番つらいということを常々思っていたようでありますから、その点ではやはり一貫して農業委員会の中身の問題、それも含めて着々とやはり進めてきた、その成果として、向こう側としてみれば、あるのかなというふうに思いますので、そういう観点もどこかでいれながら各JAきたみらいなり、関係機関との話し合いもしていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところです。

では、次に、この問題につきましては、これで終わります。

次の点について、質問に入っていきたいと思います。

2点目でありますけれども「合同墓」の設置についてということです。

これについては、本町においても「一人暮らしの人が多く、共同の墓地があれば」、あるいは「後々墓を守る人もいないので、町の墓地に合同の墓を」という声が寄せられています。

近隣においても北見市や網走市で「合同墓」が設置されておりますが、このことについて町長の考えをお伺いいたします。

①、本町においてお墓を撤去する「墓じまい」などの理由で墓地利用の返還はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

②であります、「合同墓を設置してほしい」という声に今後どのように対応されるのかお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「合同墓の設置について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

近年、核家族化や少子化による家族形態により、お墓を継承する人がいない、将来的に管理できなくなるなど、お墓に対する意識の変化、多様化によって、合同墓等を希望する方が増えてきている状況とのことであり、道内では札幌市や小樽市、帯広市など都市部を中心に合同納骨塚や合同墓を設置しており、管内でも網走市の合葬墓や北見市の合同納骨塚など、名称は多少異なりますけれども、一つの墳墓に複数の焼骨を合わせて埋蔵する施設が設置されてきております。

1点目の「本町においてお墓を撤去する『墓じまい』などの理由で墓地利用の返還はどのようなになっているか」とのお尋ねですが、平成22年度から26年度までの5年間の利用状況で申し上げますと、新規の使用許可申請が38件に対し、返還届が42件と、近年の傾向を見ますと、新規より返還の件数の方が増えてきている状況であります。

返還届は三つの返還理由から選んで丸をつけてもらう様式になっておりますが、一つ目の「墓地を使用しなくなったため」という理由で返還があった件数は、この5年間で23件ありまして、このうちお墓が建てられていて撤去した件数が15件。二つ目の「墓地を継承する者がいないため」という理由で返還があった件数は3件で、このうちお墓が建てられていて撤去した件数が2件。三つ目の「改葬により墓地を移転するため」の理由で返還があった件数が16件でこのうちお墓が建てられていて撤去した件数は13件となっており、全体でお墓を建てる前の返還が12件、お墓を撤去して返還した件数が30件ありました。

これらの返還理由の詳細までは把握できていませんけれども、「墓じまい」であったり、新たに町外に墓地敷地を求めたり、また、お寺の納骨堂を利用したり等が考えられるところであります。

次に、2点目の「『合同墓を設置してほしい』という声に今後どのように対応するのか」とのお尋ねですが、現在のところ町に対して、合同墓等の設置の要望はありませんが、今後はお墓を守る人がいない等の理由で合同墓等の建設が求められる時代がくるのではと認識しているところです。

現在、合同墓とは違いますが柏丘にあります訓子府墓地に、血縁者がいない、引き取り手のない焼骨を納める有縁・無縁仏の供養碑があります。ここ数十年は新たな焼骨の受け入れの記録はありませんが、毎年、町内会連絡協議会の事業として、有縁・無縁仏の供養を実施していただいております。

この供養碑の敷地は盛土してあり、お参りのスペースが狭く、町内会長等全員が供養碑の前に並ぶことができず、御詠歌の^{ばいかこう}梅花講や^{やまところ}大和講の方々も高齢であり段差があるため、お参りをするにも困難な場所であり、また、その後の葬祭場横の地藏堂供養への移動にも苦労している状況であります。

現段階では合同墓の本町での需要については未知数でありますけれども、今後に向けて運営方法や使用料等、北見市等の先進地の事例を参考にしながら、また、今、申しあげました現在の有縁・無縁仏供養碑等の移設を含めて、各お寺との協議も必要になりますので、今後、時間をかけて、合同墓の建設について総体的に検討していかなければならないと思っております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） この件についてもちょっと何点か質問していきたいと思います。

まず、はじめに、自分自身この問題について、本当に関心がなくて、こういう声があるというのが、実は昨年ぐらいからですか、ちょっと声がありまして、それも大体年齢的には65歳前後の方、70歳を超えた方はいなかったんですけども、大体60歳を超えて70歳前の人たちが、直接話されたのは3人ぐらいいて、あと文章でこられた方が、ものに

書いてこられた方が、それも3名ぐらいいたんですが、例えば「一人暮らしなんで、自分もそうだし、周りを見てもそういう状況がある」と。そして、この方は60歳代の女性なんですけども、「先のことを考えるとやはり共同の墓地というのはほしいな。確かにお寺さんに、寺で檀家になってということもあるんですけども、永代供養というか、そういうかたちもあるんですけども、どうもやっぱりそこには一定の費用がかかったり、あるいは新たにそこをお願いということにもならないんですよね」といういろんな考え方もあるんだと思いますが、宗教に対する考え方もあるんだと思いますけれども、そういう方がいたり、あるいは「子どもたちもいるんですけども、自分には息子も娘もいるんだけど、皆遠くに行っていて、東京だとか向こうで生活して所帯を持って、こっち側のお墓を、たまたまお墓がないんでお墓をなんとかしたいなと思っていても、墓をつくっても、多分始末、手入れしてくれたりはできない」という、そういう人たちが3人ぐらい、これも60歳代で、これは全部男の人だったんですけどもいました。「おれがそういうこと言ってもすぐはなかなか難しいかもしれないけれども、やはりこの近いうちにその見通しぐらいちょっと見たいんで、自分なりに見通しを持ちたいんで町にちょっと話してみたらどうだ」という、これがきっかけとなって今回質問、本当は9月議会でしようと思ったんですけども、そのときはジャガイモシロシストセンチュウなんかをやっちゃったもので、ちょっとできなくて今回になっちゃったんですが、そういう声がやはり、特に60歳代になって中ぐらいの方からは結構きいていると、関心があると。その声を受けて、こちら側からも何人かに聞いてみたんですが、やはり似たような、「今お墓があるけれども、いやあ墓じまいというのはやはり考えなきゃならんかな」という人たちも含めて、やはりいるというのは現実だと思います。そういうことも含めて、これはあくまでも私一人の感じ取り方なんで、できれば町としても何らかのかたちで、これはお寺さんとの、先ほど各お寺との協議ということも言われておりますから、ああ良かったなと思うんですが、意向というか、どういう状況にあるかも含めて、まず確認するというか聞き取るというか、そういうことというのはお願いできないかなという意味合いでも今回質問したところです。やはりこれはちょっと時間がかかることもあるかと思いますが、そういう全体の意向が今、本町としてもどうなのかという実態を調べるということも必要になってくるのではないかなというふうに思っています。例えば北見市と網走市に行って、ここ近辺では北見市と網走市なので写真を撮ってきたり、話を聞かせてもらったりしたんですが、北見市でいきますと3年前にこの納骨塚というかたちでつくりまして始めたそうです。これは結構、北海道の中でも早い方なんですけど、平成25年度の納骨塚の利用というのが52件、26年度が35件、27年度が44件、実際この市役所の方もこんなに急にありとは思わなかったというのが実態みたいだったそうです。でもやはりこういうふうにかたちでやると、累計で130件超えているんですが、やはり市民のニーズというのはあったんだと改めて思ったという状況らしいです。そういう中で、あと網走市なんかでも、その後に2年前ぐらいですね、これが供用開始されたんですが、私も網走市にも行って、これは網走市は本当に立派で、ああいいなと思って見てきたんですが、ここも同じように合葬墓への埋葬を希望する声というのがやはり多くて、あそこは墓碑名みたいな、そこを利用している人の碑銘板、いわゆる平成25年度は誰々とうよう名前を書くところ、墓碑銘みたいな板があって、そこもちゃんとそこに書かれている数を概算で見たら、やはり5、60名いるのかなというふうに思いまし

た。どちらもこんなにあるとは思わなかったというのがやはり実態みたいなような気がしますので、本町も先ほども私が言いましたように何軒かなんだけれども、もっと将来に向けてはそういう要望があるかどうかも含めて、もしこういうものを設置すると、建設するということであれば、規模の問題等ともありますので、そういうことの調査も必要にならないかなというふうに思っているところですが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私ども担当の部局の方でも管内というよりも、大体、札幌市、小樽市、帯広市、網走市、北見市の状況を把握した資料として私の手元にも届いております。ただ、いずれにしても、今ある焼いたお骨を埋蔵するということが基本という考え方でありますから、墓じまいだとか、いろいろなことの中でそういうところに埋葬していくと。市民だとすれば、北見市でいえば5千円、市民以外の方だったら7,500円をお支払すると。そんなことで毎年4月から11月の金曜日の午前中に受け入れをしているということが実態として報告がありました。先ほど私も言いましたように、うち是有縁と無縁仏の供養を毎年1回、町内会連協でやっています。場所的には道路のすぐそばで、ちょっと土が盛ってあって本当にお参りのしにくい、施設も老朽化しているということでございますので、そう遠くない時期に、おそらく南側の新しい墓地の増設した地域になるのではないかなと思いますけども、そこに移設をしていくということが一つは考えられるのではないのか。併せて今言った合同墓をルール組みをきちんとしながら受け入れるようなかたちをとっていきたいと。これが現実的なのではないのかという話を内部的な検討をしたところであります。もちろん本人の届け出ももちろんそうですし、あくまでも焼骨ですから、焼いたお骨を、何かそんな話であまりなんですけど、お骨を一時保管をして、そして全体の中に土にまくとかというようなことも含めてやっていかなきゃならない。丁寧な対応が非常に求められるのではないのかと。この合同墓についてはですね、これから検討を含めて、調査まで手掛けられるかどうかは別として、有縁・無縁仏の供養の今の施設を移設するにあたっては当然、今、議員のご指摘のあった点も踏まえながら、私たちはこういったことに備えていかなきゃならないんじゃないかと考えているところですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） 極めてある意味デリケートな部分もありますので、そういう配慮もしながら進めていかなきゃいけないというのは十分わかります。そういう部分と、もう一つは、全くお墓を持たない人が生前予約をしたいと。そういう方もいると。例えば、網走市の墓園条例というのがあるんですが、これもちょっといただいてきたんですが、例えばその墓園条例の中には、今言われましたように墓じまいをする方の場合、いわゆる焼骨になって、それをどうするかという部分があります。それともう一つ、この墓園条例の中には生前予約使用という項目も設けて、いわゆる生前に市と契約するというか、そういう意思のある人は、やはりそういう何かこう届出用紙がありまして、墓園使用許可申請書だとか、生前の部分だとかと分けてやっています。今やはり問題あるのは、墓じまいとう部分と同時に、そういうこれから墓を、今持っていない人たち、その人たちの要望というのがありますので、そういう部分では、生前予約使用の場合をどうするのかということが当然出てくるのかなというふうにも思いますので、そういう観点も今回のこの問題を進め

る中ではどこかでこうちゃんとしておかなきゃいけないのかなというふうに思います。今、北見市の場合の利用料で行けば、市民は５千円で、市民以外の遺族の方が、いわゆる北見以外で、例えば札幌だとか東京だとかという遺族の方がいれば、その使用になれば７，５００円という話を聞いています。網走市は若干高いんでありますけれども１万８千円というふうに聞いているところです。そして、話によりますと小清水町も来年度の予算で何かこの合同墓、やはり小清水町も同じように数は多くはないんですけども、小清水町長の話では、直接私が聞いたわけではないんですが、来年やはりやらざるを得ないだろうということで今、検討を進めているというようなお話もありますので、問題はお墓のある人の墓じまいの問題もありますけれども、それだけでなく、お墓を持たない人たちのいわゆるそういう人たちの意向といいますか、それもやはりどこか加味したものにならないとまずいのかなというふうに思いますので、ぜひそういう観点にも立った実態調査ということも必要じゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。最後にそれを答えていただいて。

○議長（上原豊茂君） あと５分です。

町長。

○町長（菊池一春君） ここ十数年の中で人間の死というものとどういうふうに向き合うのかという、かなりいろいろな議論が出ています。終末期宣言については無駄な医療行為をしてはならないということをあらかじめ本人がきちんと書いて弁護士なり、いろんなところに届けて過度な治療をしないとかですね、こういうこともやはり一つは新しい時代のことが出てきているのではないかと。それから、お墓に埋葬するのではなくて、空中散布とでもいいでしょうか、海の上からお骨を投げてほしいとか、あるいは森林の上に、大雪山の山の上に散布してほしいとか、中には訓子府町の上空から私の遺骨をうんぬんとか、いろんな形態が私はこれから出てくるのではないかと。いろんな法令上の問題点もありますから整理しなきゃならないことがたくさんありますけども、しかしいずれにしても、今、議員が言っていましたように、生前の申し込みといいましょうか、受け付け等も含めてお墓を持たない、あるいは持たないけれども合同墓の中に自分がこうなったときには埋葬していただけないだろうかとということを含めてですね、広く状況を把握しながら、先ほど言った有縁・無縁仏の改築等々の際には、広く検討して現実のものにしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） 以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後２時１０分まで休憩をいたします。

休憩 午後 １時５９分

再開 午後 ２時１０分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次の一般質問に入ります前にご報告を申し上げます。

山田監査委員から、本日のこの後の会議を欠席する旨の報告がありました。

では、一般質問に移ります。

次は、3番、河端芳恵君の発言を許します。

河端君。

○3番（河端芳恵君） 通告書に従いまして、大きく2点、町長に伺います。

はじめに、必要な人に必要な情報の伝え方について伺います。

行政が次々に新しい施策や制度を打ち出していますが、なかなか必要な人に必要な情報が届きません。

高齢者世帯、独居高齢者、障がいのある方たちの中には自分が対象になることを知らずサービスを受けられないこともあるかと思います。情報弱者の対策をどのように考えていますか。

1、要介護認定を受けていると税制面での優遇措置がありますが、それを知らずに課税世帯となっているケースもあり、それに伴い利用料や負担額も大きく変わります。

必要な人に必要な情報をどのように伝えていますか。

2、最近、町内で火災がありました。火災や自然災害時の情報弱者への迅速な情報伝達のため「高齢者・障がい者等地域見守りシステム」等の登録者の更新や活用状況はどのようになっていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「必要な人に必要な情報の伝え方」について、2点のお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、1点目の「要介護認定を受けている方への税制面での優遇措置について、どのように伝えているか」のお尋ねであります。介護保険における要介護認定者の税控除につきましては、65歳以上の要介護認定者のうち、介護度で要介護1から5の方を対象に、本人または扶養親族からの申請に基づき、障がい者に準じるものと認められれば、市町村長から障害者控除対象者認定書が発行され、身体障害者手帳等と同じように、所得税や住民税を算定する際に、障害者控除ができることになっています。

この税の申告における障害者控除につきましては、町広報誌やホームページに内容を掲載するとともに、高齢者の方でもわかりやすいように、内容を工夫したリーフレットを作成し、周知を行っております。このリーフレットにつきましては、全ての被保険者に対し、毎年の介護保険料決定時の通知書への同封と、さらに新たに65歳になられた被保険者への通知時や、新規または更新における要介護認定時の通知時においても同様に、周知を行っているところでございます。

今後、高齢者世帯等の増加を考え、必要な人に必要な情報を伝えるため、町から、この障害者控除対象者認定書の該当者になる方全員に直接お知らせする方向で進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目に「高齢者・障がい者等地域見守りシステム」等の登録者の更新や活用状況についてのお尋ねがございました。

災害時の要援護者対策として、平成23年度に「高齢者・障がい者等地域見守りシステム」を導入したところでありますが、平成25年に災害対策基本法が改正され、「避難者行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、本町におきましては、現在、このシス

テムを活用し、要支援者として200名を超える方たちを登録しているところでございます。

この名簿は、災害発生等により、要支援者の生命または身体を保護するために避難支援等の実施に必要な限度で、町内会・実践会・民生委員・児童委員、消防団などの避難支援等関係者への名簿情報を提供するなどして活用することになります。

また、要支援者本人の同意があれば、平常時においても名簿取り扱いに係る協定を結んだ支援関係者である町内会・実践会への名簿提供も可能となり、このことにより着実かつ円滑な情報伝達につながることから、今後、要支援者本人の同意を得るための作業を進めていきたいと考えているところであります。

なお、高齢者・障がい者等地域見守りシステムで登録対象としておりました緊急医療情報キット配付者に係る情報につきましては、北見地区消防組合の消防緊急通信指令システムに登録し、有効に活用させていただいております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 私の身近でたまたま施設に入所して月額10万円以上の負担をやむなくされている場合があります。少ない年金の中から、これはどうにかならないのかなと思ひまして税務の方にご相談に行きました。そのとき初めて施設に入所しているんだったら要介護認定ももらっているだろうし、それを添付して税金の申告をすれば控除になって住民税も非課税世帯になるんじゃないかという話がありまして、そのとき初めてそういう状況がわかりました。それは実際に施設に入っていらっしゃる家族なり、周り、当事者はなかなかそういうことがわからないですね。それとある一定の年金がありますと所得税の申告をしなくても課税世帯ということで住民税の均等割がありまして、それで税額に関わらず均等割があったら課税世帯ということで、それによって非課税か課税かでさまざまなサービスが受けられたり、利用料がかなり変わってきます。それで今回たまたま身内でそういうことで相談に行ったら、そういうことがあるということですが、実際はかなりこのような状態で申告すれば非課税になる方も中にはいるのかなと思ひまして、そういうような情報をきちんとお知らせする手立てはないのかということでお伺いしました。これは、たまたまこの住民税の課税、非課税ということが、あらゆるサービスに関わってくるという、この1点が大きな当面の課題として行き当たりましたが、他にもやはりそういうことを知らないがためにサービスを受けられなかったり、負担を強いられているケースがあるんじゃないかなと思ひまして、このようなケース、今、お答えにもありましたが、現状とそれからこれから具体的にどのように個人に通知していくか、再度お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、今後、具体的にどのようにやっていくかということでございますけれども、今、町長の方からも回答していましたように、障害者控除対象者認定書につきましては、今までもですね、随時ですね、お知らせパンフレットを通知して対象者本人、そして、周りの方、ご家族、そして65歳以上の介護保険被保険者全体にも周知しているところでございますけれども、さらに一步進めまして、毎年確定申告時期に合わせまして、1月ですけれども、この障害者控除対象者認定書の対象者に直接お

知らせいたしまして、合わせまして申請書も同封しまして、それでもって申請していただくと。申請書は1回申請をしていただくと、毎年ですね、この確定申告時期には毎年送らせていただくというかたちで、申請については一度だけしていただくということで今進めております。さらにですね、要介護認定者対象なんですけども、要介護1から5が対象者なんですけども、新しくですね要介護認定を受けられた方につきましては、その時点でですね、この制度の周知をさせていただきます。あらかじめさせていただきます。それで要介護認定になった時点でですね、改めてこの申請をしていただくということで、申請書をお送りして申請していただく。その申請書をいただければ今後毎年認定書を送らせていただく。そのようなかたちでですね考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端議員。

○3番（河端芳恵君） 町からは、かなりいろいろな施策とともに広報誌や折り込みやいろいろなリーフレットなんかも来ておりますが、意外と必要な人がなかなか理解できないというのが現状だと思いますし、ある一定の年金額、収入額以内でしたら確定申告をされていない方もきっとほとんどいるんじゃないかなということで、これから確定申告をされなくても、要介護認定なり障害の認定がある方には、そのように申告をしてくださいということで通知をされるということでもいいですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） この認定書につきましては、本人に通知させていただきますけれども、これを使うことによって税の控除を受けられる場合があるということで、可能性があるということで通知をさせていただきますということでございます。この障害者控除を受けられる方もいますし、これを使わなくても非課税になられる方もいますので、非課税になられる方はこれを使って確定申告しても変わりませんので、その辺もですね、合わせましてお知らせさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 今回たまたま身近で接した具体的な事例なんですけど、やはり今一番求められているものは、本当に情報が必要な方になかなか届きづらいという、そこだと思いますので、いろんな、これは税と福祉保健課のいろんなところとの関わりが、制度と税制といろんなところが関わりがあるのかもしれませんが、対象になる方に具体的にいろんな方法を伝えてあげてほしいなと思います。本当に必要な人がなかなか必要な情報をいただいたり、町からいろんな折り込みがあったり、リーフレットがあったりしても、それを自分のものとしてなかなか判断できないでいる方がかなりいるんじゃないかと思うので、その辺も含めて伝達の方法、またきめ細かな情報の伝え方ということで再度質問いたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 古い話なんですけれども、一番最初にこの質問をいただいたのは平成13年に田中與士信議員から私が福祉保健課長のときにご質問いただいて、全国の自治体の中には要介護認定を受けていたら控除を受けられると、受けさせているというところもあるんだと。訓子府はどうしてそういうことができないんだというご質問がありました。当時、私は福祉保健課長ですから、実態としてそれが可能であれば調べてみましょうということで平成14年から実はその申請書とチラシを含めて配った記憶がありまして、

その時代は平成14年度といいますと障がい者等々含めていくとかなりの数が特別障がい者を含めて認定の通知を受けて控除の申請をしているのではないかなと思いますけども、平成16年ごろに厚生労働省の通知があって申請主義だということを介して、周知はするけれども、あなたが対象かどうかということについてはわからない状況の中で、周知を新しく65歳以上になった方とか、毎年こんなチラシを入れているんですね。これが良いか悪いか、あるいは読んでいてどれぐらいの人が理解できるのかということも含めて、結果的に見ますと、平成16年以降は全く少ない状況です。税法上がうんぬんということにいかがなものかということも含めて、最大限多くの対象の方がそこで申請できるような状況をつくっていかなければならないだろうということとで内部的な調整を今しているところですので、とりあえずは、まずは対象になる人はもちろんですけども、申請書も同封しながら、65歳になった人、それから認定を受けている人等含めて、こういった通知をして、さらに税控除を受けやすいような状況をつくっていきたいと思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） やはり今おっしゃったようにかなりいろいろな課題はあるかと思いますが、本当に困っている人に本当に必要な情報を届けるというか、それが今一番求められているんじゃないかと思いますので、今いろいろ考えられていらっしゃるようですが、たまたまこの事例は当事者から相談を受けて町民課の税の方に相談に行ったときに、そういう話をいただいてわかったことなので、これ以外にもさまざまなことがあるかと思うしますので、これからもより工夫して必要な人に必要な情報を届けられるような工夫をしていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） さっきの税情報含めて決して間違っている情報ではないですし、おそらく過去の書類を見させていただきましたら、近隣町村でも、こういう申請書を具体的に送っている地域はないと。町村はこの管内ではなかったということも含めて情報の提供にとどめて、このような措置をとったということでもありますので、ここから一歩前へ出てですね、具体的に周知、あるいは申請しやすいような状況をどうつくるかということとを事務的に検討させていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 町からいろんな書類が来たときに、なかなか判断つかなくて、すぐ町の方にこれはどうなんだろうと電話でも相談に来れる方はいいいんですが、やはり周りにもそのような、どこの誰に聞いても、きちんとした情報が伝わるような、そういう庁舎内の体制も必要なのかな。それとまた、今、民生委員の方たちもたくさんいらしていますが、そういう方たちも地域を見守る中で、いろいろなご協力を仰がなきゃいけない場合もある。その場合は町からそれなりに情報を提供してお願いをすることもあるかと思いますが、その辺についてお考えを。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは民生委員・児童委員の皆さんにも日常的にいろんなかたちでお願いをしたり、協力を要請しているところがございますので、今後も引き続き、さらに行政と地域の、ある意味でのパイプ役であったり、地域の声をいただくという点でも民

生委員さんのお力を借りながら前へ進めていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） ネットはなるべくきめの細かいネットが必要ですし、そこからなるべく漏れることのないような、あらゆる機関なりを使って必要な人に必要なことを届けるということをこれからも続けていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

除排雪の考え方と今後の見通しについて町長に伺います。

近年、雪の降り方が変わって、11月でも30cmを超す降雪があります。雪の質も変わってきて重たいベタ雪が多くなってきており、特に高齢者、障がい者などにとっては除排雪が大きな問題となっています。

同じ町内でも、市街地と高台地区では降雪の状況が異なるなど担当者のご苦労は並大抵のものではないと思いますが、これからの長く厳しい降雪期を迎えて除排雪の考え方と見通しを伺います。

1、除雪は町直轄と業者に依頼している部分がありますが、地域によって除雪の状況に差があるのではとの声もあります。業者との連携はどのようにしていますか。

2、農家の人のトラクターなどでの除雪を依頼する考えはありませんか。

3、除排雪費は、年々増加傾向にあります。これからの除排雪をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「除排雪の考え方と今後の見通し」について3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「除雪は町直轄と業者委託があり、地域によって除雪状況に差があるとの指摘があるが、業者との連携はどのようにしているか」についてであります。委託している2業者とは、毎年11月中旬に除雪路線の確認、危険箇所の情報提供など、綿密な打ち合わせを行い、降雪シーズンに臨んでおります。

除雪作業につきましては、委託業者も含め丁寧な対応を心掛けておりますが、路面状況や線形の違いなどもありまして、差が見られることは認識しているところでございます。

除雪後の現場を確認しながら、委託業者と協議をし、改善できる箇所については、対応していく考えです。ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「農家のトラクター等による除雪を依頼する考えはあるか」についてのお尋ねでございます。万一の事故が起こった場合の保険対応など課題が多く、町で実施すべき除雪を農業者に依頼する考えはございません。

現状の体制で住民の皆さまに満足いただけるよう努力していく考えです。ご理解をお願いします。

3点目の「除排雪費は、年々増加傾向にあるが、これからの除排雪をどのように考えているか」についてのお尋ねでございます。まず、年間の除雪費の推移を申し上げますと、平成22年度が2,927万円、23年度が3,862万円、24年度が3,978万円、25年度が3,725万円、26年度が昨年度ですけれども4,762万円となっております。

ます。

大雪に見舞われました昨年度は、除排雪費が突出しておりますが、通常の降雪年については、3千万円台で推移しております。

本年度は、11月の段階で大雪警報が発令され、町内全域の除雪を既に2回実施するなど通常の状態とは思われず、昨年に続く大雪が懸念されるところです。

既に堆積している雪も多くみられており、排雪作業については、例年12月下旬、1月下旬、2月上旬を想定しておりますが、状況に応じ、作業の前倒しや排雪回数の調整なども行いながら安全確保に努めていく考えであります。

現時点では予測できませんが、今後の降雪次第では予算内での対応が難しくなることも想定されますので、その場合は補正対応により、住民の皆さまの生活に支障のないように万全の態勢で対応していく考えですのでよろしくお願いいたします。

以上、ご質問のあった3点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 除雪は町での直轄と、それから業者に依頼している部分があるみたいですが、地域によってちょっと差があるのではないかと、また、その年度によって差があるのではないかと、そういう話もありまして、具体的にどのような方法で業者の方と連絡を取り合っているのか、再度細かい部分になりますがお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 答弁でも申し上げましたとおり除雪シーズンの前には業者と連絡しまして、危険箇所ですとか、マンホールが浮いている部分ですとか結構ありますので、そういったところなんかも含めて情報を共有するような努力をしています。そして、あとどうしても除雪のむらというか、そういうのが出てくるといのは、実は委託業者をお願いしている部分というのは、ほぼタイヤショベルでやる除雪が多くて、主に街中の細い路線について実施しているということがあります。それでタイヤショベルというのは小回りが利くんですけども、思いきり削れないというか、そういった状況がありまして、あとグレーダーというのは、かなり削れると。ただ、ある程度長い路線でなかったら対応できないということで、例えば議員のお住まいのそばでしたら相内線ですとか、南12線とか、そこら辺はグレーダーでやりますし、あと代表的なところで言いますと道道の北見から置戸に抜ける道道の南北、北1条線、南1条線というのは、比較的長い道路になりますから、そこら辺もグレーダーで一気に削っていくということもあります。ただ一方、それ以外の細いところについてはタイヤショベルで小回り利きながらやるというところで、どうしてもそこら辺との差というのもちよっと見られるのかなと、そこら辺もあるのかなということもありますけども、そこら辺は機械の性能の違いということでご理解いただきたいと思います。ただ、いずれにいたしましても、あまりにもむらがひどいとか、そういったところにつきましては、落ち着きましてから、また対応し直すですとか、そういったケアは進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） これ降雪時になるときっと建設課の方に除雪の苦情がいくんじゃないかと思います。担当者の方が常に見回っている姿、よく拝見していますので、その辺

よく状況を把握されているということは重々承知しております。ただ、やはり基本的に今10cmですか、除雪出動する目安というんですか、やはりその辺と、それからすごい豪雪の場合で何日も吹雪が続く場合、そのとき、そのときで対応は異なると思いますが、具体的に町としては、どういうときに除雪が入るのか。それと道道の部分と町道の部分だとかありますが、北海道との連携ですか、その辺はどのようになっていますか。今、高規格道路も新しく開通していますし、それに伴い白糠線なり、いろんな道道との関わりも大きくなってきているかと思いますが、その辺は北海道の道道の除排雪と町道の除排雪、どのような関わりというか連携がありますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 2点お尋ねいただきましたけれども、苦情なんかはいただいていますけど、情報をいただいていると思って理解しています。

それでまず、除雪の基準なんですけれども、基本的には積雪10cmをめどとするんですけれども、それ以外にも吹きだまりなどで人とか車両の通行が困難と判断される場合ですとか、あるいはわだちができて路面状況が悪いとき、あとは別に個人という意味じゃなくて町内会とか実践会単位で部分的に除雪の依頼があった場合などは対応することになっていますが、ただ、異常気象なんかで作業がとてできないというようなときには、緊急車両の通行とか、そういったものの人命に関わるもの以外については安全が確認されるまでは待機しているというような状況で進めております。

それと、あと北海道との連携なんですけれども、基本的には訓子府町については積雪10cm、除雪全車出動の場合は先行部隊は3時なんですけれども、大体4時から始めることにしています。そしてまず町内を実施して、それから実践会をやるということになっているんですけれども、その前に北海道については主要道道については、こちらで言ったら大和谷工業さんになるのかな、大和谷工業さんの方で先に入ってくるようなかたちになっております。そしてあと交差点は、私も初めて見てたんですけれども、やった後に町道の方に雪が残っていきますけど、それについては後から道道の委託業者の方がショベルで取っていくというようなやり方をしています。ただ、状況によりましては、うちの方が後から入る、うちが入ったときにまだ残っている場合にはうちでやるとか、そういった連携については実際にとれているのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 一般人として一番これから懸念されるのは豪雪で今、湿った雪が多いですし、玄関先に湿った雪がどんと置かれる状況、それを特に今、高齢者、一人暮らしの方、除排雪サービスを受けられないで頑張っている方もかなりおりますし、そういう面で個別の対応といったら難しいのかもしれませんが、特に湿ったとか雪の場合、高齢者だとか、そういう世帯に配慮できるようなことはできますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 除雪につきましては、ご存じのとおり朝7時までにあげるという使命があります。ですから、どこかの家庭だけ配慮するとか、そういうことはできないんですけれども、私も今回ずっと一緒に乗っていますけれども、なるべく間口にはうまく置かないような状況では走ってはいます。走る努力はしていますけれども、なかなかそうは

いかないので、それについては、やはりこれは前の議会でも答弁していると思いますけども、やはり間口除雪と一般の除雪というのは、やはり別に考えるべきものなのかなと。努力はしますけども、そういうふうには認識しています。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 降雪がありますとよく農家の方が身内だとか、親戚、知人のお宅に除雪に伺っているんだらうと思います。そういう姿を見ましたら、ああちょっとお願いしたいなというようなことが多々あります。町が個別に依頼というのはちょっと難しいのかもしれませんが、例えば、そういう組織ですか、先ほど保険だとか事故だとか、そういう対応で難しいというお話がありましたが、例えば、そういう農家の方の機械を利用して何か利用組合的な互助会的なものを立ち上げるとか、そういうのは町の方としては、どの辺まで可能なのか、そういう考えはどうか伺います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） まず一答目で質問があったのは、おそらく町のやるべき除雪路線という意味合いで聞いたんで、これについては町として責任を持ってやりますので、これについては、やはりある程度委託する業者ですとか、そういった組織でなかったらちょっと難しいのかなというふうに。それと今言われたニュアンスでいきますと、ひょっとしたら高齢者の間口除雪までいかない方のものについてということだと思うんですけども、こちら辺については、なかなか町として、それを窓口になってお願いするような仕組みというのはちょっと難しいのかなと思います。高齢者については福祉保健課が窓口になって障がい者ですとか高齢者については業者、今年は富山産業だと思えますけども、業者に委託して実践会も含めてそういったようなことを排雪なりしてはいますが、一般の住宅については、いろんなところで農家のトラクターが活躍されてはいますが、おそらく個人的にやっていると思うので、それをちょっと今のところ町で斡旋するような考えはちょっと持っていないです。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 私の身の周りを見ても高齢者、または病弱な方、そういう世帯ばっかりなので、できるだけ手伝ったりはしますが、それもあり限度があるので、よく地域で、町内会なり何かで、除雪体制を立ち上げてほしいとか、いろんな要望がありますが、やはり先ほど町の方をお願いしても難しいように、かなり難しい問題があつて、なかなか要望はあるんですが先に進みません。それで今、一番問題になるのは、先般、火災がありました、そういう要援護者ですか、そういう方や何かが排雪サービスをお願いしていないとか、そういう方などはやはり対策として何か考えられないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと整理をさせていただきます。まず課長の方からも答弁させていただきましたけども、町の除雪にあたっては幹線を中心にしながら10cm以上の積雪があつたときにしますよ。それから吹きだまり等々があつたときにはもちろん出ます。それから去年12月17日に通行止めにしたんですね道道を。そのとき改めて人工透析の方が7、8名確か町内におりまして、その人の命の問題を含めて単純に主要道道を止めるということにはならないということで、これは北海道と私どもでその後かなり綿密

な打ち合わせをして少なからず町も含めて、そして命に関わることに對する情報提供や除雪の協力関係をきちんとしていこうということで北海道のオホーツク総合振興局と打ち合わせをしたところでございますので、ある意味では、道道とうちのすみ分けについては、従来は排雪を一緒になってやったりしてたんですけども、これらについてはきちんとやっていきたいと。それから、例えば今が一つとやっていった後の家の前の除雪を町でやっていただけないかということでしたけれども、これについては、一つは高齢者の一人暮らし、二人暮らしについては主要の除雪が終わった段階で山田産業と富山産業を1年交代でその家の前の雪を押ししていく、あるいはうんぬんをやってお願いをしているという状況です。これいくらかお金は何千円かかりますけども、それをお願いしていると。それから市街地区については、高齢者勤労センターにお願いをして、これらについての登録をしていただいて、雪の降ったときにお願いをするという状況をつくっております。それから、前に一般質問で上原議員の質問ではなかったかと思えますけれども、実践会地区のそういった状況をどうするんだというご意見もありまして、それ以後、実践会長会議で私の方から地域的なやはり協力をお願いしたいと。隣近所でそういう人がいるのであれば、ぜひお願いをしたいということを実践会としてよろしく頼むということを書いてきた経緯もございますので、ぜひこれらについても日常的に隣近所で何とか解決できる方策をお願いしたいというところが実態でございます。それから先般の実践会長会議でも3点ほどのご意見が、除排雪についてご意見がありました。訓子府の除雪は大変きれいだと。もう北見や置戸へ行ってももう本当に比べものにならないぐらい除排雪がよくされているというお褒めの一方で、一つは歩道の除雪ですね、特に市街地区については歩道に除雪を一般の人が投げているのではないかと。これをなんとかしてほしいということですけども、現実的にはやはり歩道しか捨てる場所がないということもあって非常に難しい問題を抱えているということで、私どもの排雪が先ほど言いましたように12月なり1月、2月に一斉に排雪を行っていくということが、果たして今の気候変動の中で間に合うのかどうかということの課題はありますけども、いずれにしてもできる限りの努力をしながら除雪、排雪体制をきめ細かくしていきたいというのが考え方であります。さらにまた制度化はしておりませんが、地域担当職員には大雪が降ったときには、やはりスコップを持ってでも、あるいは状況確認も含めて地域を回るようにということで話していますので、かなり報告書を見ますと少しずつそれは広まってきているのではないのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） この雪の状況は、こればかりはなってみなきゃわからない。ただ、年々除排雪費も膨らんでおりますし、その中で住民ニーズと費用との関係もありますし、やはり町の方でお願いする部分と、それから住民が共同で考えていかなきゃならない部分と多々あると思いますが、やはり日常生活に支障のない、またこれからでしたら子どもたちの通学などに支障のない、そういう除雪をお願いしたいと思いますし、また今、近年、爆弾低気圧的な状況でかなり天気予報なんかで予報もわかりますので、避難所を設置するとか、いろんなことで対応もできるでしょうが、その辺、十分、降雪の状態を見ながら各部局で連携を取り合いながらやっていただきたいと思います。またやはり一番問題になるのが高齢者、一人暮らしの人たちなので、なるべく、先ほどお答えの中にもありましたが、

そういう方が安心して暮らせるような体制もお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 今の質問に対する答弁をお願いします。

町長。

○町長（菊池一春君） 私どものこの間の実践会長会議でも言いましたけども、かなり担当職員はもう朝の明け方の前から各町内を回りながら状況を把握してできる範囲内の努力をしているつもりでございますので、これからもさらに努力してまいりたいと思います。それから何て言うんでしょう、この間も実践会長会議で言いましたけども、情報を例えば枝線の情報なんかについては朝の4時以降については職員が常駐していますので、これらについても連絡をしても構わないということで連絡を取り合おうと。実践会なんかでの吹きだまり状況やいろんなことというのがあるので、そういう密な情報を取り合ひましようということと、もう一つ、防災メールがまだまだちょっと実際にはまだ浸透していないと。持っている人は持っているんですけども、そういったことなんかもさらに普及をしながら、相互交信もして除雪や災害情報等の把握に地域の方々も的確につかんでいただくことも、我々ももちろんそうですけれども進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今まで平成4年ですか、100年に一度の大豪雪というのがありまして、それ以降、毎年のように100年に一度の豪雪、猛吹雪があります。それで今おっしゃったように猛吹雪などのときは防災メールなどで道路状況なり、それをお知らせするとか、いろんな方法があります。それでこれから、この冬、豪雪がなく無事に過ぎてくれることを望んで、今、除雪体制について、さまざまなお答えをいただきましたので、この冬ができるだけ豪雪がないことを祈って一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を続けます。

次は、4番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田日出夫です。通告のとおり2点にわたって町長にお伺いをいたします。

質問に入る前に、先日からちょっとのどを痛めておりまして、お聞き苦しい点や、ちょっと咳き込むかもしれません。あらかじめお断りしておきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、9月町議会の一般質問に対する検討経過と方向性についてお伺いいたします。

急激に進行する人口減少や高齢化に備え、お年寄りの日常生活を少しでも安心・安全なものにするため、9月定例町議会で一般質問した次の3項目に対しまして町長は参考にする。検討すると答弁されました。特に1点目、3点目は、大きな予算を要せず実施可能だ

と思います。それぞれの項目ごとの検討経過と方向性についてお伺いをします。

3点とは、1点目が仮称「お年寄り御用聞き隊」の実施について。

2点目が、仮称「お年寄り生活事典」の作成について。

3点目は、仮称「ご長寿サロン」の公民館利用についてです。

よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「9月議会の一般質問に対する検討経過と方向性について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

まず1点目です。「仮称『お年寄り御用聞き隊』の実施について」のお尋ねですが、9月の定例会の一般質問において、本件につきましては、現在取り組んでいる地域担当職員の訪問活動により、一定の成果が出ていることを紹介させていただきました。また、今後についても、各町内会・実践会における地域内コミュニティーや民生委員・児童委員活動、各種在宅サービス事業、社会福祉協議会によるボランティア事業などの重層的な関わりのご協力もいただきながら、高齢者の見守り体制の充実と合わせて取り組みたいとの回答をさせていただいたところでございます。

このようなことから、当面は従来の取り組みを継続することと合わせ、関係機関との連携をより密にして、高齢者の声や願いを傾聴したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

2点目の「仮称『お年寄り生活事典』の作成について」のお尋ねですが、この件につきましては、お年寄りの福祉サービスだけではなくて、本町に暮らす全ての住民に必要なさまざまなサービス、行政手続きなどが見やすく、わかりやすい手引書が作製できないかと思案しているところであり、議員から貴重なご提言をいただいたと受け止めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の「仮称『ご長寿サロン』の公民館利用について」のお尋ねですが、本件につきましては、立地の利便性を生かすことも含め、町公民館の和室研修室の空き時間活用のご提言をいただいたものと認識しておりますが、お年寄りの一部からは、足腰の悪い者にとって和室は使いにくいとお話も伺っており、場所や本当に求めるものは何なのかなどを含めニーズ調査の実施を行い、さらに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ご答弁いただきました。一つ目のお年寄り御用聞き隊につきましては、現在、展開されております年に2、3度と理解していますけれども、地域担当の職員の方が、それぞれのお年寄りの家庭を訪れて安否確認等をされていること。それと民生委員さんが活発に活動されておりますけれども、民生委員さんなど関係機関との協力で内容を深めていきたいということだと思います。それはそれでももちろんそのような進め方で私も結構だと思うんですけども、先ほど河端議員からもありましたけれどもかなり認識が似か寄っているなと思って私も聞かせていただいたんですけども、あらゆる場面、あらゆる手法の質と量を増やせられないかというのが私の質問の趣旨、9月もそうですし、今もそうなわけです。町長が度々、職員が忙しい中、頑張っただけで対応しているということを先ほども強調されましたけど、そのことについては、私はなんら異論を挟むものではありません。

せん。大変な町の状況、これは人口減、少子化等でございますけれども、やはり町民の頼るところは行政だと思います。これ行政というのは、すごい信頼があると思うんですよね、民生委員さんもそうですよ、民生委員も行政の一環だと思います。やはり質と回数を少しでも、やはり増やす方向で町長が今言われた総合的に深めていきたいということで私はお聞きしたつもりですけれども、私の受け止め方はよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） よろしいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 職員は一時130名からいた職員が、今本当に相当数減っております。これは人口も減っているし、財政的なこともあるし、いろんな中で職員は大変な状況で一生懸命頑張っていると思います。ただ役場の職員というのは、私もそうでしたけど長い間、気付かないことも多々あって、今見えていることもあるんですけども、やはり役場というのは、町民の生活が少しでも安寧になるように置かれている、何て言うんでしょうかね、お手伝いの役所だと思うんですよね。その点はいつの時代も変わらないと思いますので、少しでもお年寄りの生活に寄り添う、お年寄りの視点に立った、私が勝手に言っておりますけれどもお年寄り御用聞き隊、もう名前はどうでもいいんですけども、地域担当制度、それと関連の機関との連携、質の向上、回数の増加等に向けて町長がそのとおりだと今お答えいただきましたので、一歩、二歩、半歩でもいいから進めていっていただきたいなと思います。

次に、2点目のお年寄り生活事典、この題名も私はお年寄りの生活に安心、安定を届けるという意味で、こういう名称で範囲もお年寄りを中心にした、町行政のガイドブック、町行政だけではないと思います。道や国の関係の諸制度とか、税の関係とか、場合によっては、北見地域の医療等の情報も含めて1軒に1冊あって、困ったときにぱっと見てお役に立てるというような、そういう狙いだったんですけども、町長の今の答弁ですと、お年寄りに限らず町民すべからくお役に立つようなガイドブックといいますか、情報集といいますか、それを検討していきたいということでありました。期間も大変かかりますし、それなりの、私は数百万円という想定を9月にしましたけれども、予算もかかる、期間もかかる、全庁的な取り組みが必要だということでありますので、27年度の予算に反映されているということではないでしょうか、というかあった方がいいんですけども、その点お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず1点目の方から少しお答えをさせていただきます。役場職員が一つの姿勢として、町民目線でより寄り添いながら仕事を進めていくんだという点ではそのとおりだと。私自身も就任以来、職員には何度もそのような話をしておりますので、よりきめ細かく、そして高齢者やあるいは住民の方に寄り添いながら日常の業務をしていくんだよということを、その点では山田議員のご指摘のとおりだと私自身も思っております。ただ我々の仕事というのはお手伝いのお仕事だけではないという、それは住民の生活を支えて励まして高め合っていく、すなわち支えていく、そして安心・安全で暮らしていけるという点でいきますと、産業や福祉、教育、文化、あるいは観光、建設等を含めて、それぞれのセクションで専門的に、あるいはきめ細かくより良い仕事をきちんとしていく

ということがこれは法でももちろん定められておりますし、法ではない姿勢の問題としてやはりそれぞれの役場職員の私は力量が、あるいは役割が一層問われているのではないかなと思っていますので、それは鋭意これからも努力していきたいというふうに思っています。それから地域担当職員の領域を広げていくということは、おおせのとおりということもありますけれども、役場職員が全て担えるかどうかということについては、私は130人体制から90人体制の役場職員、すなわち3分の1近くが減少し、そして今、1階、2階の仕事を見ていると本当にいいとは思いませんけれども、5時、9時職員なんていうのはまずいない。9時に来て、そして5時早々に帰るだなんていう職員はほとんどいない。その中で本当によく努力している。これは自分で言うのはおかしいですけれども。だからその中であって、さらにということの限界が一応ありますので、さまざまな機関のお力添えを借りたりしながら、安心して住めるような、この町で住み続けられるような町づくりを進めていきたいというふうに思っています。これらに呼応したのかどうかわかりませんが、JAきたみらいが来年の4月から、JAは生産だけではなくて、やはり福祉にも役割を果たすべきではないかという女性部からの声が、特に訓子府の女性部と言った方がいいと思いますけれども、前からありまして、事前調査等も含めてJAきたみらいはやっているようですけれども、先般、常務と部長が私のところに来まして、来年から各傘下の、例えば南地区であれば南地区に相談員を配置して介護や何かについて必要な方々のさまざまな生活相談を農協もやっていくんだと。そして行政に対してもつないでいくんだということを含めて前向きなご意見をいただきましたので、こういったことは従来の各組織の頑張っておられる、あるいは力を貸していただいているところを含めて、非常に私は心強い新しい制度だということで常務にも高く評価させていただきたいというお話をしたところでございますけれども、山田議員が求めている、より丁寧でより幅広い人方の力を借りてという点では、少しずつですけれども私は前進してきているのではないかなというのが1点目です。

それから、年寄りの生活事典であります。これもただ検討しますということではなくて、具体的にやはり詰める必要があるのではないかとということで鋭意検討させていただきました。高齢者人口が35%を超えてきますと3分の1強の方が高齢者の方がおられるということですから、残り65%を含めて考えてみますと、やはり高齢者だけではなくて、全ての町民の家庭に1冊置いて、今、ご指摘がありました、いろんなわかりやすいものを作っていく。そういうものもやはり必要なのではないのかということで、対象を広げさせていただきたいと。27年度は無理でしょうけれども、私は28年度を目途にしてやればいいなと。先ほども言いましたように、じゃあ担当はどこでやるんだということはありませんけれども、全部の課にまたがることですから、私の気持ちとしては、今、若い人がいろんなプロジェクトチームで勉強会をやっていますので、そういう若い人たちに任せてみたいという思いもありますので、これからいろんな具体化に向けて、できれば来年度発行できればいいなということで努力をしていくところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ありがとうございます。今、一つ目は御用聞き隊という言葉に私は変えていますけれども、町長が分析されているように、町の行く末を考えると、お年寄

りだけではなくて、町全体でお互いを助け合う、支え合う仕組みづくりということは、すぐ必要性を感じております。これについては来年の3月の定例会で私この手のことを聞こうともう予定しておりますので、そちらの方に譲りたいと思います。

それと2点目、今、町長、最後に来年度中に発行と言われたのは、来年度中に編集というか、早くても編集をして、再来年度発行ということではなかったでしょうか。ちょっと確認だけです。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） プロジェクトチームがどういうかたちでするかということも含めて、作業の進行状況にもよりますから、できれば28年度に完成させられればいいなとは思っていますので、開基120年ですから。しかし、これが平成29年度の早い時期にということもあり得ますので、その辺のところはちょっと幅を持ちながらご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） お年寄り生活事典、これが私が想定する以上の内容を町長が今お示しいただいたような気がします。町はいろんな年齢階層で構成されていますから、一番生活が大変だなというところでお年寄りと、私は代表して質問したつもりでありますけれども、我々も、私だってもう2年で65歳ですから、いずれにしてもお年寄りの仲間入りをするわけであります。そのように人は順繰り順繰り、町民の皆さんは順繰り順繰りお年をめされていきますので、全体の情報誌というか、ガイドブックを作られるということは大賛成であります。ぜひ鋭意、発行に向けてよろしくお願いしたいなと思います。

三つ目のご長寿サロンでありますけれども、町長は私以外の議員の質問についても、市街地での設置等も含めて全体的には、このような施設が必要だということは何度か言及されていたかと思います。私が公民館というのは9月にも言いましたけれども、特に和室が特定の曜日、特定の時間帯以外は比較的空いているということに着目をした。それと既存施設であるため新たな建設費は少しの改造費、備品の購入費等は必要かもしれませんが、大きな予算は必要としないこと。それと役場と屋根付きの廊下でつながっていますし、病院も近い、新しい商業施設の評価は人によって違うかと思いますが、少なくとも消費活動の利便性は以前よりは高まっている等、もし新設をしないとしたら公民館以外は考えられないのではないかと私は個人的に今でも強く思っております。ただ、町長が今言われたようにお年寄りは、特に膝や腰が弱くなっていっちゃいますので、畳敷きはどうかということがありました。簡単だと思います。畳敷きの上にマット等を敷いてですね、いす、机、何とでもなると思います。あまり予算もかけなくて。だからぜひとも公民館の和室の利用をさらに一步検討を深めていただきたいなと思います。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、ご長寿サロンの関係で公民館の和室の利用の関係でご質問をいただいたところでございます。かたちは違えど高齢者の居場所づくりという意味でいえば、町内会自体で実施しているサロンや老人クラブで実施しているサロン、さらには社会福祉協議会とか民生委員のお集まりなども高齢者の居場所づくりとしてさまざまなかたちの中でうちの町では行われている。このような中で山田議員の方から9月のときに、ただいま議員の方からもお話をいただいたように、立地条件、経費的、利便性の観点

から町公民館の和室研修室のご提言を、大変参考になるご意見をいただいたところでございます。その後、教育委員会といたしましても、ほんの一部ではございますけど、公民館の利用者や団体などから和室研修室の検討をお聞きしたところ、先ほどお話された、和室であれば足腰の弱い者にとっては利便性が悪いとか、あと開放するだけではなかなか利点がない、それとかお年寄り自身は私たちも忙しいと。そのようなご意見をいただいたこともありますから、先ほど町長が答弁したように、高齢者が本当にうちの町の居場所づくりというのがどのようなかたちがいいのか。場所も含めてそのような実態を把握しながら、町部局とその辺の連携を図りながら、私たちの町にふさわしい高齢者の居場所づくりについて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 一部のお年寄りの意見を聞かれた後の答弁だったということがあります。先ほど言ったように、畳敷きで足腰が痛いというのは、いとも簡単に解決できると思います。それと集まるだけではうんぬんという部分は、それはそうですよ。サロンを設ける以上は、それなりの楽しめるシステムづくりとか、備品類の準備、これはもう当然です。ただ和室を長寿サロンですと看板だけかけて、どうぞどうぞということではありません。その辺も含めて、今どうこうということにもならないでしょうから、私が今、二つ三つ解決策というか、大丈夫だよというような話も紹介したことも含めて、教育長が今言われたように全体的な検討をさらに進めていただければと思います。ちょっと余談ですけれども、やはりこの検討は施設を持っている教育委員会というよりは、お年寄りの生活を日常生活をいかに豊かにするかという部署を中心に、そしてその手法としての場所の教育委員会も絡めながら全体的に検討していただきたいと思います。それとこの件について最後に1点ですけれども、町長にお聞きしますけれども、この手の、名前はともかくですね、お年寄りが集まって楽しい余暇といいますか、楽しい時間を過ごす場の設置、これは方法が大きく二つあると思うんですけれども、今、長寿会館、老朽化していますけれども、あのような単独の建物を新設する方法と、公民館を例に挙げていますけれども既存の施設を有効活用するという方法、大きく二つあると思うんですけれども、町長の今の頭の中に大まかでいいんですけど、描かれている姿はいずれでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 両方と捉えていいんじゃないでしょうか。一つに決める必要はないという。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 公民館と言ってほしかったんですけれども、この時点では選択肢がたくさんあって当然かと思います。新築については、やはり建設費がかかりますし、用地のこととか、長寿会館の跡という手もありますけれども、今の町の皆さんの雰囲気からいったら施設を新しく経費をかけて建てるということについては慎重を期していただきたいなと私はそう思います。この点は答弁はいりません。私の言いつ放しで終わらせていただきたい。なぜかという二つあるというんですから、一つにちょっと絞ってお答えをいただかなくても私は今日の時点ではいいかなと思います。しつこいですが、昨今の公共施設の建て方を見ていると、建設費の変動だとか、いろいろ維持費のこととか、私もそうですけれども、結構多くの町民の皆さんが心配されていることは事実ですので、しつこい

ようですけども、新設については慎重を期していただきたい。そう思います。

それでは、2点目に移ります。

2点目です。政策作りにおける民意の反映と町議会への情報提供等についてということでお伺いします。

菊池町政は2期、3期と無投票で任期を重ね財政再建の途上ながら、何十年に一度の大型公共事業や新規事業、補助事業を次々と展開しています。

この間、町長は町民の声をいかに把握してこれらの政策作りに反映してきたか、その概要、その成果および町長の自己評価をお伺いします。

また、重要な政策等は議会の直前に私ども議員に説明がありますが、短時間であり議会まで時間的余裕も少なく行政と議会の協働による町づくりの観点からは、短い議員生活ではありますが、形式的だなという違和感を正直言って覚えております。

行政と議会の立場の違いはありますが、政策形成に関して代表民主制の象徴であり、唯一の町民代表の議決機関である議会に対し、オール訓子府的な協働の観点からも説明や情報提供、さらに協議ができないものか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「政策作りにおける民意の反映と町議会への情報提供等について」お尋ねがございました。

まず、町民の声をいかに把握して政策作りに反映してきたか、その概要、成果および自己評価のお尋ねにお答えをさせていただきます。

私は町長に就任以来「みんなで創る『訓子府の元気』」を旗印に町政を担ってまいりました。

このことから、可能な限り、町民の声を聞き、町民の思いを肌で感じ、政策を立案し、その実現に向け努めてまいりました。

町民の声を把握するにあたっては、就任以来取り組んでおります「夜間町長室」、「ふるさと懇談会」現在の「車座トーク」、町のホームページに設けた「町長室コーナー」、町民の皆さんで構成する「まちづくり委員会」、このまちづくり委員会の提言により設けた「まちづくり推進会議」、「地元農業関連事業者との懇談会」の開催、このほか、各種会合や行事などに積極的に出向いて町民との対話を大切にまいりました。

こうした中で、例えば、高齢者の足の確保につながる「高齢者ハイヤー利用サービス」や「路線バス高齢者利用支援事業」、省エネ・省資源化につながる「太陽光発電システム導入補助金」、昨年度実施の全面的な町の財政支援による特別養護老人ホーム増床等などは、町民の皆さまからの提言を基に町が新たな政策として立案し、実現化したものであります。

また、町道幸町線整備を含む旧訓子府駅舎周辺整備にしましても、多くの町民の皆さんからの声を聞いた上で、基本計画を策定し、事業に着手いたしました。

自己評価は別として、あくまでも町民本位のまちづくり、政策作りを最大限重視し、私のまちづくりテーマ「すべての町民にやさしいまちづくり」に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、政策形成にあたっての議会对応についてのお尋ねでございます。

まちづくり計画の基本は、町の総合計画であります。

10年間の長期計画であり、時代や町民ニーズの変化なども踏まえ、3年間のローリン

グ計画である実施計画によって、その実現に向け取り組んでいるところであり、毎年度議員の皆さまにお示しさせていただいているところであります。

また、政治家として私自身が打ち出している政策も盛り込んだ1年間の政策集ともいえる「町政執行方針」を3月議会開会日の2週間以上前からお示しするなど、本会議における議論を深めるための配慮に努めているところであります。

年度途中における緊急的な案件は別として、議会機能が発揮されるよう、今後とも配慮してまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 答弁者が座ってからにしてください。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 私は最近、代表民主制ということを非常に強く意識するようになりました。役場に41年お世話になり、その後、退職後は民間で2年働き、今は一住民として、4月からはちょっと思わぬことになりましたけども、議員として活動させていただいております。役場にお世話になっていたときに、あまり気付かなかったり、至らなかった点もたくさん、この間気付かせていただきました。そういう大きな反省に立って少しでも町のお役に立てればなと思って活動していきたいなと思いを新たにしておりますが、町長、今たくさんのいろいろな意見を聞く仕組みと、そこから生まれていくつかの事業を紹介されて就任以来、一つの町民の民意に沿ったまちづくりに一生懸命やってきているということをお聞きしました。私はそのことはなんら否定すべきことではなく、町長も一生懸命されているなど。そのことは紛れもない私の認識であります。ただ、政策の良しあしは置いておいても、最近よく耳にする町民の声もまた事実であります。事業や政策が決まる間に、俺たち、私たち町民の意見はどう集められてどう生かされたんだろうという素朴な声があるのも事実であります。今いろいろな民意の把握の手法を紹介されました。ご自身の自己評価は避けられましたけれども、私は決して町長が進めていらっしゃるやり方、手法について、それほど大きな異議を唱えたり噛みついたりする気は全くありません。ありませんけれども、私が日頃、特に最近、こういう立場になって感じる民意の把握というか、政策の形成のステップをちょっと改めて考えてみました。まず一番目には、町長のお考え、これはマニフェストであったり、執行方針演説であったり、町長の頭にあるものだと思います最初は。二つ目には、町長の指示を受けて補助機関たる役場の各部局が原案を作ったり、意見を述べるステップだと思います。三つ目は、ここからが重要だと思うんですけども、原案の町民への周知と説明があって、四つ目には、今度逆に町民の意見を聞いたり、吸い上げたり、把握したりするステップがあると思います。五つ目には、この吸い上げたというか、聞かせていただいた民意を原案へ反映させる。補強であったり、見直しであったり、ときには廃止であったり。六つ目には、議会への説明と協議。七つ目は、議会の議決、そして執行。七つ、八つのステップがあると思うんですよね。なかなかこの三つ目以降の町民周知と町民から吸い上げる意見の把握、さらに原案への反映というところは、これはもうなかなか難しいことなんです。本当はこのステップを踏んでいただきたいし、私は職員のときも踏むべきだったとは思いますが、どのステップが欠けてもよろしくないと考えております。近年の大型事業でこれらのステップは円滑に行われましたでしょうか。お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 民意の、政策決定の山田議員の言う1から7、8に向けての一つのプロセスというのは、もう当然のことだというふうに思います。私自身が緊急の場合で例えばどうしてもという部分を除いては、大筋今山田議員の言った1から7、8までについては、かなりの時間をかけたり、あるいは時間が短かったとしても十分に意見を聞きながら進めていくという姿勢を貫いております。地方自治体の進め方というのは基本は住民自治ですから、住民自治をきちんと受け止め、そして、あるいは組織化したりしながら、それを受け止めて地方公共団体がどういう政策決定をしていくかということが道筋でありますから、その点では山田議員がいろいろご心配していただいておりますけれども、限られた状況の中では最大限の努力をしながらやっているという決意で進めておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 町長は任期を重ねる中でいろいろな新しい事業だとか、何十年に1回という事業を近年もされていますし、今現在その事業が走っているものもございます。最も大型で新しい工法でありますこども園の建設、すぐそばで行われておりますけれども、私が議員でないときに決定されて事業がスタートしているということでもありますから私の不勉強もあろうかと思っておりますけれども、ヒートポンプに代表される新しい工法、それと建物の梁^{はり}でしょうか、1mか1m50cmおきに軒の下に木の梁^{はり}が空気中にといいか、空気に接して出ておりますけれども、それと内部のヒノキの多用だとか、ユニークな園舎内の中庭というんでしょうかね、あのユニークな設計など、数々の新しい取り組みのこども園建設がどうも私の不勉強なのかもしれませんけれども気になっているし、いろいろ心配をされている町民、私だけではありませんはっきり言って。当初の予定の事業費がざっくり言えば6億円から12億円に倍近く膨れ上がったことだとかね、木の多用による耐用年数への心配だとか、ヒートポンプに代表される熱エネルギーが混在する冷暖房設備、将来への維持管理費等、町民は立派さにびっくり、これらの内容に心配をしていないわけではありません。この事業について、先ほど言った七つのステップのうち、三つ目から五つ目にかけてどのような民意の把握と民意の反映がされたか振り返って教えてください。

○議長（上原豊茂君） 少々お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） 大勢の町民の方が新しい施設に興味を持ちながら、ある意味では心配もしながら、そして推移を見守っているということについては、私も理解している一人であります。一つは、私は町長に立候補するときから幼稚園と保育園の壁を取り払いたいと。すなわち幼保一元の政策を掲げておりました。すなわち親の経済状況で幼稚園と保育園を分離していくということが、最大の最高の環境の中で子どもが統一的に行われるべきではないかなというふうに思っておりますので、確かにうちの町は昭和53年度の幼保

一元化の中で5歳児は統一的な教育を受けさせるというか、受けられるということでスタートした。しかし実態としてどんどんそれが4歳児、5歳児というふうに幼稚園教育になっていったけれども、やはり年長さんのいない保育所、それから幼稚園でいくとかなりの部分での無理があつて、政策的にはこれは国もそうですけども、幼保一体的な認定こども園を進めるというのは国の政策としても上がっておりまして、私自身もそれが正しいということで政策的にご提案をさせていただいております。そして、その主な中身については、一つはプロポーザルという方式を用いながら七つの設計社の提案を受けて、そしてそれを住民の、保育所や幼稚園の代表や職員の方々と、あの頃60人ほどの審査員を設けて、そして決定をさせていただいたということでもあります。その基本には、一つは、これは私の政策的な願いもありますけれども、21世紀に生きる子どもたちを可能な限り最良の環境の中で育てたいと。それは木材の低迷の中で山を持っている町民の方々に少しは勇気づけるような意味も含めて、梁や柱は集成材の技術が非常に向上して、これはゆめゆめ館でも実現されておりますけれども、これらについて町有林の2千本の木を伐採して集成材を留辺蘂をお願いをしたり、新生紀森林組合をお願いをして、そしてあの柱やなんかの提案をさせていただいた。同時にまたこれは幼児にとって、いろんな施設の中では、やはり柔らかい樹種のヒノキというのは最高の素材でありますので、これは生産地の姉妹町の津野町に要請をいたしまして、床はヒノキとして、子どもたちの足にやさしい環境をお願いをしたいということで願っております。それから三つ目には、経費は8億円、外構含めてですね8億円、建設費自体は6億円ということでございました。当時は補助金がほとんどない、ゼロ円の状態でありました。建てるにしても公立のこども園については補助金がゼロ円、文科省も含めてないということで、何としても建設費の2分の1の補助を行政としてそれは追及していかなきゃならないだろうと。それから、環境にやさしいエネルギーの問題です。自然エネルギー、太陽光だけではこれは無理だということもありましたから、昨今、北見信金をはじめとして、ヒートポンプというか地中熱を利用するというのが、見本として十勝の音更町等含めて出てまいりましたので、実情を把握しながら、これは私どもの町も地中熱を利用するということは非常に得策ではないのかと。当時、北海道電力にも相談をいたしまして、電気需要がこれ以上延ばされては困るという状況がありましたし、おそらく普通の電気料の3分の1ぐらいは節減できるのではないかということがあつて、これもグリーンニューディール基金の国の100%の補助をいただいて、できるだけ町の持ち出しを少なくするという中で、4億1千万円の補助をいただいたと。しかし、状況は何度も説明していますように、資材の高騰等や人件費の高騰で、もう忘れもしません。今年の3月の定例の議会のぎりぎりの中で議員さんたちにも臨時議会を開いていただいて、そして入札、1回目失敗しました。でも補助金も決まった、そうした状況の中で建設の担当する方々も含めて削れるところは削っていこうと。この間に親の代表やそれから保育士や幼稚園教諭も含めて、相当の議論を重ねてまいりました。これ以上削らないでほしいということも含めて。さらにまた町民の皆さんには公民館のロビーに模型や図面や完成図も展示しながらご意見をいただきたいということも含めて広報活動や皆さんの理解を得るための努力を職員をあげて私はやってきたというふうに思いますし、当然、そこには民意の反映も随所でご意見をいただいたり、そして参加していただきながら、^{こんにち}今日のあの設計ができあがっておりますし、議会についても昨年度来というよりも、その前から何度もご説

明をさせていただいて、そして旧議員になりますけども、ぎりぎりの3月の本当の末日の臨時会で決定をさせていただいたという経過を考えて、ある意味では、私がそう感じたのか、私は少なからず議員さんたちもここまできたなという感じで確認をさせていただいたということですから、一つ一つの先ほど言いました七つ、八つの項目の中にどれほど100%民意の反映や、あるいはいろんな検討がなされてきたかと言えば、100とは言えませんが、与えられた状況下の中で行政としてこれまで努力してきた経験は私が町長の就任後ではなかったと思っておりますし、これからもこうした姿勢は貫いていきたいと考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 長い答弁いただきましたけれども、私は先ほど言った七つのステップのうちの町民周知から意見の把握、原案への反映、見直しについて問うたつもりなんですけども、ずいぶん説明が事業費に偏ってたなと。時間がない中でちょっと違和感を感じました。公民館に展示を出して、いただいた意見を反映したということでもありますけども、どうでしょうね、一人や二人の町民ではありません。結構な数の町民から。職員の内部での検討とかプロポーザルとかというのはともかくですね、納税者である多くの町民に対して、こんな大きな事業をするときに、説明とか意見の聴取をもっと積極的にすべきだと私は思いますし、今もう進んでますからこの事業についてどうこう言う気はありませんけれども、町長が今後、先ほどありました長寿会館というか、ご長寿サロンの新築の可能性も含めていろんなスポーツセンターの耐震化だとか、図書館だとか、公共事業めじろ押しで課題がありますよね、そういったものを実施するときにはぜひともこの三つ目から五つ目にかけての住民把握のステップをもっと重視して行っていいただければという感想を持っております。時間がないので、感想を述べて次に移ります。これについての答弁は不要であります。

次に、一番最後の議会に対する情報の提供であります。

町長、答弁の中で総合計画や各種計画を事前に示して、これが基本にまちづくりになっているんだから、そんな遅いことはないというようなことだったと思いますけども、最近でもいろいろ目新しい事業が行われておりますし、議決をされたり、補正予算を組んだり。ふるさと寄付金なんかは、そうだと思いますけれども、多分町はですね、私たち議員が集まる機会を捉えて、わざわざ集まる、ご足労にならないようにという気を使って、議会直前での各種委員会等の機会を捉えて説明や情報提供をされている。これはもうよくわかっています。私もそうしてきましたから。そのこと自体は何も間違いではないと思いますけども、私が考えている住民代表制というのは、今回の町議選挙、選挙がありましたけど投票はなかったですね、無投票で10人が選ばれました。これは幸か不幸かわかりませんが、代表民主制の代表になったわけです、まがりなりにも。ここと行政がもう少し政策形成の過程において、もう少し余裕を持ったタイムテーブルの中で情報を提供していただいたり、こちらから意見を差し上げたり、何て言うんでしょうかね、一緒に代表同士ですね、町長も代表民主制の最たる方ですし、我々もそう。その民意を理論的には民意を受けて、それぞれの立場に立っている者同士がもう少し膝を割ってというんでしょうかね、行政は議会を信頼していただき、議員は行政をもちろん信頼して、政策形成のあり方をもう少しこう何て言うんでしょうかね、身近なものにできないかというのが私の質問

の趣旨であります。これは民主主義を日頃強調されている町長ですから、このこと自体は否定されないと思いますけども、今日すぐ答弁をくださいということではありませんけれども、来年度に向けて行政と議会の政策形成の過程の見直しというか改善について、ご検討いただきたいと思いますと思いますけれども、町長、特にありましたらお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現時点では、鋭意精一杯努力しているところでございますので、現状ではこれ以上のことはできないというふうに捉えていいのではないかと。むしろ、そういう具体的な提案をいただきたいと思いますので、一緒に議員とともに町をつくっていくという点ではなんの異論もございません。ただ、やはり執行者の、提案する側とそれから、それをチェックして、あるいはまた提案する側との立場の違いというのがありますから、そこは踏まえながら可能な限り正しくご理解をいただくための全員協議会や、あるいは説明をさせていただいて、その上で本会議でこのようにして議論をしていただくという中で物事は決まっていくということですので、それがまさに代表民主制ではないのか。間接的な民主主義であり、地方自治の直接選挙で選ばれた我々と議員の役割ではないかなと思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） あと3分です。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 私が言っていることと町長が言っていることと、そう差異はないと思いますけれども、1点強調しておきたいのは、議会に情報を示されたり説明されるときは、もう少し余裕を持ってやっていただきたいと思います。これは緊急なこととかです、はなから時間的に余裕がないものについては、そんな求めませんけども、何となくもう少し早く、ご説明等をしていただけるものも多々あるように思います。代表民主制の概念について、ご答弁ありましたけども、代表民主制の根幹をなすのは、議会の議員、我々も一生懸命、切磋琢磨、勉強しなきゃなりませんけども、本会議の短時間の中で議決に向けて、点ですね、点を求めるというよりは、線、面を求めてですね、代表同士が煮詰めるという、煮詰め合うということが、実は代表民主制の根幹だとももの本には書いてあります。だから、精一杯やっているということでもありますけども、それを否定するものではありませんけども、今後さらに一層、行政と議会が協働のまちづくりの精神に立って、よりよい政策形成なり、まちづくりにつながっていくように、議会の中でも議論すべきこともあるでしょうし、町長のお立場でもご検討いただければ幸いですと思います。答弁は不要であります。

これで終わります。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することと決定いたしました。
明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。
明日は午前9時30分からです。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時11分